

司研企二第778号

(庶ろ一15-B)

令和元年11月15日

地方裁判所長 殿

司法研修所長 永野厚郎

選択型実務修習全国プログラムの募集について（通知）

標記の全国プログラムにつき、別紙のとおり提供がありましたので、配属庁会の指導連絡委員会において、配属地において修習する令和元年度（第73期）司法修習生に対し、その募集手続を行っていただくようお願いいたします。

(別紙)

# 全国プログラム案内

B班		プログラム コード	プログラム名	修習場所	ページ
立法・ 行政機 関	国	1101	法務行政修習	法務省	B - 1
		1102	衆議院法制局修習	衆議院法制局	B - 1
		1103	参議院法制局修習	参議院法制局	B - 2
		1104	厚生労働省中央労働委員会審査実務修習	中央労働委員会事務局	B - 2
	体自治 地方	1105	地方自治体修習	栃木市	B - 3
	児 相	1106	児童相談所における修習	名古屋市中央児童相談所	B - 3
		1107	児童相談所における修習	名古屋市西部児童相談所	B - 4
国際機 関等	1201	国連機関修習	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 駐日事務所	B - 4	
	1202	国連専門機関修習	国際労働機関 (ILO) 駐日事務所	B - 5	
	1203	国連機関修習	国際移住機関 (IOM) 駐日事務所	B - 5	
	1204	日本弁護士連合会国際室における修習	日本弁護士連合会	B - 6	
福祉機 関	1301	社会福祉協議会修習	練馬区社会福祉協議会	B - 6	
	1302	社会福祉協議会修習	山形市社会福祉協議会	B - 7	
	1303	社会福祉協議会修習	高知市社会福祉協議会	B - 7	
	1304	社会福祉協議会修習	宝塚市社会福祉協議会	B - 8	
民間企 業	1401	企業修習	株式会社小松製作所	B - 8	
	1402	企業修習	ヤフー株式会社	B - 9	
	1403	企業修習	九州旅客鉄道株式会社	B - 9	
	1404	企業法務修習	両備ホールディングス株式会社	B - 10	
	1405	企業修習	株式会社伊予銀行	B - 10	
	1406	企業内法務実務修習	ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス株式会社	B - 11	
裁判所	1501	最高裁判所修習	最高裁判所	B - 11	
	1502	地裁知的財産権部修習 (東京)	東京地方裁判所民事部	B - 12	
	1503	地裁知的財産権部修習 (東京)	東京地方裁判所民事部	B - 12	
	1504	地裁知的財産訴訟部修習 (大阪)	大阪地方裁判所第21民事部・第26民事部	B - 13	
	1505	地裁知的財産訴訟部修習 (大阪)	大阪地方裁判所第21民事部・第26民事部	B - 13	
法律事 務所	知財	1601	知的財産事務所修習 (東京)		B - 14
		1602	知的財産事務所修習 (大阪)	小松法律特許事務所	B - 14
		1603	知的財産事務所修習 (大阪)	弁護士法人関西法律特許事務所	B - 15
		1604	知的財産事務所修習 (大阪)	弁護士法人淀屋橋・山上合同	B - 15
		1605	知的財産事務所修習 (大阪)	弁護士法人大江橋法律事務所	B - 16
	涉外	1606	渉外事務所修習 (大阪)	岡田春夫総合法律事務所	B - 16
		1607	渉外事務所修習 (大阪)	法円坂法律事務所	B - 17
		1608	渉外事務所修習 (大阪)	中本総合法律事務所	B - 17
		1609	渉外事務所修習 (大阪)	弁護士法人御堂筋法律事務所	B - 18
		1610	渉外事務所修習 (大阪)	岡田春夫総合法律事務所	B - 18
		1611	渉外事務所修習 (大阪)	弁護士法人オルビス	B - 19
		1612	渉外事務所修習 (大阪)	栄光総合法律事務所	B - 19
		1613	渉外事務所修習 (大阪)	弁護士法人大江橋法律事務所	B - 20

法律事務所	渉外	1614	渉外事務所修習(大阪)	北浜法律事務所・外国法共同事業	B - 20
		1615	渉外事務所修習(大阪)	中本総合法律事務所	B - 21
		1616	渉外事務所修習(大阪)	弁護士法人御堂筋法律事務所	B - 21
		1617	渉外事務所修習(大阪)	弁護士法人淀屋橋・山上合同	B - 22
	大規模・企業法務	1618	大規模事務所修習		B - 22
		1619	大規模事務所修習		B - 23
		1620	大規模事務所修習		B - 23
		1621	企業法務修習		B - 24
		1622	企業法務修習		B - 24
	法テラス	1623	法テラス大規模型事務所修習	法テラス東京(新宿、麹町区分) 法テラス東京法律事務所(四谷) 法テラス多摩 法テラス多摩法律事務所	B - 25
		1624	法テラス大規模型事務所修習	法テラス大阪 法テラス大阪法律事務所 常勤弁護士養成事務所	B - 25
		1625	法テラス中規模型事務所修習	法テラス埼玉	B - 26
		1626	法テラス中規模型事務所修習	法テラス千葉法律事務所	B - 26
		1627	法テラス中規模型事務所修習	法テラス茨城法律事務所	B - 27
		1628	法テラス中規模型事務所修習	法テラス静岡法律事務所	B - 27
		1629	法テラス中規模型事務所修習	法テラス福岡(前半6日間) 法テラス北九州(後半4日間)	B - 28
		1630	法テラス中規模型事務所修習	法テラス長崎法律事務所	B - 28
		1631	法テラス小規模型事務所修習	法テラス浜松	B - 29
		1632	法テラス小規模型事務所修習	法テラス奈良法律事務所	B - 29
		1633	法テラス小規模型事務所修習	法テラス岐阜法律事務所	B - 30
		1634	法テラス小規模型事務所修習	法テラス山口法律事務所	B - 30
		1635	法テラス小規模型事務所修習	法テラス島根法律事務所	B - 31
		1636	法テラス小規模型事務所修習	法テラス熊本	B - 31
		1637	法テラス小規模型事務所修習	法テラス青森法律事務所	B - 32
		1638	法テラス小規模型事務所修習	法テラス函館法律事務所	B - 32
1639		法テラス小規模型事務所修習	法テラス旭川法律事務所	B - 33	
1640		法テラス小規模型事務所修習	法テラス釧路	B - 33	
1641		法テラス小規模型事務所修習	法テラス香川	B - 34	
1642		法テラス小規模型事務所修習	法テラス高知法律事務所	B - 34	
1643		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス秩父法律事務所	B - 35	
1644		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス牛久	B - 35	
1645		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス下田法律事務所	B - 36	
1646		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス佐渡	B - 36	
1647		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス魚津	B - 37	
1648		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス倉吉法律事務所	B - 37	
1649		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス浜田法律事務所	B - 38	
1650		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス五島法律事務所	B - 38	
1651		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス平戸法律事務所	B - 39	
1652		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス雲仙法律事務所	B - 39	
1653		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス奄美法律事務所	B - 40	
1654		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス延岡法律事務所	B - 40	

法律事務所	法テラス	1655	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス宮古島	B - 41
		1656	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス鹿角	B - 41
		1657	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス江差	B - 42
		1658	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス八雲法律事務所	B - 42
		1659	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス須崎	B - 43
		1660	法テラス扶助・国選型事務所修習	法テラス熊谷法律事務所	B - 43
		1661	法テラス扶助・国選型事務所修習	法テラス佐世保法律事務所	B - 44
	公設事務所等	1662	公設事務所等修習	弁護士法人東法律事務所(旧 気仙沼ひまわり基金法律事務所)	B - 44
		1663	公設事務所修習	下田ひまわり基金法律事務所	B - 45
		1664	公設事務所等修習	相馬ひまわり基金法律事務所	B - 45
		1665	公設事務所等修習	弁護士法人空と海 そらうみ法律事務所奄美事務所(旧ひまわり基金法律事務所)	B - 46

A班		プログラム コード	プログラム名	修習場所	ページ
行政・ 立法機関	国	2101	法務行政修習	法務省	A - 1
		2102	参議院法制局修習	参議院法制局	A - 1
		2103	厚生労働省中央労働委員会審査実務修習	中央労働委員会事務局	A - 2
	自治 地方 体	2104	地方自治体修習	栃木市	A - 2
		2105	地方自治体修習	大津市	A - 3
		2106	地方自治体修習	新潟市	A - 3
	児 相	2107	児童相談所における修習	名古屋市中央児童相談所	A - 4
		2108	児童相談所における修習	名古屋市西部児童相談所	A - 4
国際 機関 等	2201	国連機関修習	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 駐日事務所	A - 5	
	2202	国連専門機関修習	国際労働機関 (ILO) 駐日事務所	A - 5	
	2203	国際協力 (法整備支援) 修習	独立行政法人国際協力機構 (JICA) 本部、国内機関等 (東京)	A - 6	
	2204	国連機関修習	国際移住機関 (IOM) 駐日事務所	A - 6	
	2205	日本弁護士連合会国際室における修習	日本弁護士連合会	A - 7	
福祉 機関	2301	社会福祉協議会修習	練馬区社会福祉協議会	A - 7	
	2302	社会福祉協議会修習	豊中市社会福祉協議会	A - 8	
	2303	社会福祉協議会修習	山形市社会福祉協議会	A - 8	
	2304	社会福祉協議会修習	高知市社会福祉協議会	A - 9	
	2305	社会福祉協議会修習	宝塚市社会福祉協議会	A - 9	
民間 企業	2401	企業修習	ヤフー株式会社	A - 10	
	2402	企業修習	パナソニック株式会社 本社	A - 10	
	2403	企業修習	パナソニック株式会社 グローバル調達社	A - 11	
	2404	企業修習	九州旅客鉄道株式会社	A - 11	
	2405	企業法務修習	両備ホールディングス株式会社	A - 12	
	2406	企業修習	東日本旅客鉄道株式会社	A - 12	
	2407	企業内法務実務修習	ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス株式会社	A - 13	
裁判 所	2501	最高裁判所修習	最高裁判所	A - 13	
	2502	地裁知的財産権部修習 (東京)	東京地方裁判所民事部	A - 14	
	2503	地裁知的財産権部修習 (東京)	東京地方裁判所民事部	A - 14	
	2504	地裁知的財産訴訟部修習 (大阪)	大阪地方裁判所第21民事部・第26民事部	A - 15	
	2505	地裁知的財産訴訟部修習 (大阪)	大阪地方裁判所第21民事部・第26民事部	A - 15	
法律 事務所	知 財	2601	知財事務所修習 (東京)		A - 16
		2602	知的財産事務所修習 (大阪)	弁護士法人大江橋法律事務所	A - 16
		2603	知的財産事務所修習 (大阪)	小松法律特許事務所	A - 17
		2604	知的財産事務所修習 (大阪)	弁護士法人関西法律特許事務所	A - 17
		2605	知的財産事務所修習 (大阪)	弁護士法人淀屋橋・山上合同	A - 18
	渉 外	2606	渉外事務所修習 (大阪)	弁護士法人大江橋法律事務所	A - 18
		2607	渉外事務所修習 (大阪)	岡田春夫総合法律事務所	A - 19
		2608	渉外事務所修習 (大阪)	弁護士法人オルビス	A - 19
		2609	渉外事務所修習 (大阪)	法円坂法律事務所	A - 20
		2610	渉外事務所修習 (大阪)	弁護士法人御堂筋法律事務所	A - 20

法律事務所	涉外	2611	涉外事務所修習(大阪)	岡田春夫綜合法律事務所	A - 21	
		2612	涉外事務所修習(大阪)	北浜法律事務所・外国法共同事業	A - 21	
		2613	涉外事務所修習(大阪)	大阪国際綜合法律事務所	A - 22	
		2614	涉外事務所修習(大阪)	弁護士法人御堂筋法律事務所	A - 22	
	大規模・企業法務	2615	大規模事務所修習			A - 23
		2616	大規模事務所修習			A - 23
		2617	大規模事務所修習			A - 24
		2618	大規模事務所修習			A - 24
		2619	企業法務修習			A - 25
		2620	企業法務修習			A - 25
	法テラス	2621	法テラス中規模型事務所修習	法テラス茨城法律事務所	A - 26	
		2622	法テラス中規模型事務所修習	法テラス静岡法律事務所	A - 26	
		2623	法テラス中規模型事務所修習	法テラス福岡(前半6日間)法テラス北九州(後半4日間)	A - 27	
		2624	法テラス小規模型事務所修習	法テラス沼津法律事務所	A - 27	
		2625	法テラス小規模型事務所修習	法テラス浜松	A - 28	
		2626	法テラス小規模型事務所修習	法テラス阪神法律事務所	A - 28	
		2627	法テラス小規模型事務所修習	法テラス奈良法律事務所	A - 29	
		2628	法テラス小規模型事務所修習	法テラス滋賀法律事務所	A - 29	
		2629	法テラス小規模型事務所修習	法テラス三重	A - 30	
		2630	法テラス小規模型事務所修習	法テラス岐阜法律事務所	A - 30	
		2631	法テラス小規模型事務所修習	法テラス山口法律事務所	A - 31	
		2632	法テラス小規模型事務所修習	法テラス島根法律事務所	A - 31	
		2633	法テラス小規模型事務所修習	法テラス沖縄	A - 32	
		2634	法テラス小規模型事務所修習	法テラス秋田法律事務所	A - 32	
		2635	法テラス小規模型事務所修習	法テラス青森法律事務所	A - 33	
		2636	法テラス小規模型事務所修習	法テラス函館法律事務所	A - 33	
		2637	法テラス小規模型事務所修習	法テラス旭川法律事務所	A - 34	
		2638	法テラス小規模型事務所修習	法テラス釧路	A - 34	
		2639	法テラス小規模型事務所修習	法テラス香川	A - 35	
		2640	法テラス小規模型事務所修習	法テラス徳島法テラス徳島法律事務所	A - 35	
		2641	法テラス小規模型事務所修習	法テラス高知法律事務所	A - 36	
2642		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス秩父法律事務所	A - 36		
2643		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス牛久	A - 37		
2644		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス下田法律事務所	A - 37		
2645		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス佐渡	A - 38		
2646		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス可児法律事務所	A - 38		
2647		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス魚津	A - 39		
2648		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス倉吉法律事務所	A - 39		
2649		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス浜田法律事務所	A - 40		
2650		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス五島法律事務所	A - 40		
2651		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス対馬法律事務所	A - 41		

法律事務所	法テラス	2652	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス平戸法律事務所	A - 41
		2653	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス雲仙法律事務所	A - 42
		2654	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス奄美法律事務所	A - 42
		2655	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス宮古島	A - 43
		2656	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス鹿角	A - 43
		2657	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス八雲法律事務所	A - 44
		2658	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス須崎	A - 44
		2659	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス中村	A - 45
		2660	法テラス扶助・国選型事務所修習	法テラス熊谷法律事務所	A - 45
		2661	法テラス扶助・国選型事務所修習	法テラス佐世保法律事務所	A - 46
	公設事務所等	2662	公設事務所等修習	弁護士法人東法律事務所(旧 気仙沼ひまわり基金法律事務所)	A - 46
		2663	公設事務所修習	釜石ひまわり基金法律事務所	A - 47
		2664	公設事務所修習	下田ひまわり基金法律事務所	A - 47
		2665	公設事務所等修習	相馬ひまわり基金法律事務所	A - 48
		2666	公設事務所等修習	弁護士法人空と海 そらうみ法律事務所奄美事務所(旧ひまわり基金法律事務所)	A - 48
		2667	公設事務所等修習	弁護士法人空と海 そらうみ法律事務所薩前高田事務所(旧ひまわり基金事務所)	A - 49

B 班(修習地が東京(立川を含む。), 横浜, さいたま, 千葉, 大阪, 京都, 神戸, 奈良, 大津及び和歌山以外)

コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時, 場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
国 1101	法務行政修習	法務省	9月7日(月)～ 9月11日(金) (1週間)	35	法務省の機構を知るとともに、各部署がどのような役割を果たし、どのように連携して法務行政が運営されているかを学ぶ。 法務省各部署職員による法務行政に関する講義, 同演習・関連施設見学など。	なし。 ただし, 応募者が募集人数を超えた場合は抽選とする。	なし	【照会先】 法務省大臣官房人事課検察官人事第一係 (03-3580-4111内線■■■■)  ※法務省から施設見学先への移動に必要な交通費等は, 自己負担とする。	【集合日時】 9月7日(月) 午前9時30分 【集合場所】 東京都千代田区霞が関1-1-1 最高検察庁大会議室  ※司法修習生の身分証明書を持参すること。	有 (8月上旬から中旬までの間)
国 1102	衆議院法制局修習	衆議院法制局	8月31日(月)～ 9月4日(金) (1週間)	4	新規採用, 出向などで過去1年間に新たに衆議院法制局で執務することになった者を対象とする「法制立案業務研修」の一部に司法修習生も参加し, 法律案の作成業務の基本について学ぶ。 なお, 法制立案業務研修は, 法令用語, 法律案の書き方のルールなど法制執務における基礎的な技術についての講義と演習, 法制度設計の実例紹介などを具体的な内容とするものである。	なし	次の事項を記載した書面 ・大学入学以後の学歴及び職歴(大学若しくは大学院における立法に関する講座の受講歴又は国若しくは地方公共団体における法制執務の経験がある場合は, その内容を明記すること。) ・志望の理由及び特に興味のある事項 ※決定後に秘密を厳守する旨の誓約書を提出すること。	衆議院法制局 法制企画調整部 総務課 (電話03-3581-1570)	集合日時: 8月31日 午前9時  集合場所: 法制企画調整部総務課 (東京都千代田区永田町1-6-3 衆議院第二別館9階)	無

コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
国 1103	参議院法制局修習	参議院法制局	9月14日(月)～ 9月18日(金) (1週間)	1	法制執務(法政策の形成、立法技術、立法過程等)についての講義、具体的な議員立法の立案等の事案の検討、関係資料の作成等	1法制執務について関心を有し、意欲的に取り組むこと 2修習に当たり、秘密厳守についての誓約書を提出すること	1履歴書 2志望動機説明書	総務課 (03-5521-7729)	集合日時：9月14日 午前9時  集合場所：参議院法制局総務課	無
国 1104	厚生労働省中央労働委員会審査実務修習	中央労働委員会事務局	9月7日(月)～ 9月11日(金) (1週間)	4	不当労働行為審査手続のうち、調査(和解のためのものを含む。)や審問の傍聴及びそれに必要な事件記録の閲覧のほか、命令原案骨子の作成、不当労働行為救済制度及びその手続等に関する講義など	大学若しくは法科大学院において労働法を履修した者、又は合格した司法試験論文式試験の選択科目について労働法を選択した者	1履歴書(写真添付) 2中央労働委員会での修習を希望する理由及び労働法に関する履修状況等を記載した書面(1200字程度)	中央労働委員会事務局審査課 (電話03-5403-2155)	9月7日午前9時30分 事務局審査課 (東京都港区芝公園1-5-32 労働委員会会館 5階)	無

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
地方自治体	1105	地方自治体修習	栃木市	8月31日(月)～ 9月4日(金) (1週間)	1	自治体業務を通じて、行政実務における法曹資格者に対する法的ニーズを学ぶため、次の業務に追いついて修習する。 ・弁護士資格を有する任期付き職員とともに行う庁内の法律相談業務 ・条例、規則などの例規審査業務など	なし	履歴書	総務部総務課 文書法規係 (電話 [REDACTED])	集合日時：8月31日 午前8時30分 集合場所：栃木市総務部総務課	無
児童相談所	1106	児童相談所における修習	名古屋市中央児童相談所	8月24日(月)～ 8月28日(金) (1週間)	1	児童相談所における福祉行政活動全般と法務における各種体験	・子どもの権利を守る仕事に高い興味があること	履歴書 小論文(児童福祉における法曹の役割について) ・字数制限無し ・書式指定無し	名古屋市中央児童相談所相談課 [REDACTED] (052-757-6111)	8月24日 午前8時40分 名古屋市中央児童相談所1階ロビー	有 (プログラム実施の2、3か月前)

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
児童相談所	1107	児童相談所における修習	名古屋市西部児童相談所	8月31日(月)～9月18日(金)までのうち希望する1週間(月曜日始まり)	1	児童相談所の業務、常勤弁護士の業務について学ぶ(児童相談所に関する講義、家事審判期日や司法面接の同席、家庭訪問同行、一時保護所、施設見学、関係機関との会議への同席など(日程の都合上実施できないこともある))。	児童相談所の業務や児童虐待について興味がある者	1履歴書、2志望理由書(A4、1枚程度)、3希望する期間(月曜日から始まる1週間)	主幹(弁護士)根ヶ山裕子 (電話：052-365-3231)	集合場所：初日午前8時45分 集合場所：名古屋市西部児童相談所	有 (プログラム実施の1週間前)
国際機関等	1201	国連機関修習	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)駐日事務所	8月31日(月)～9月18日(金) (3週間)	1	難民保護およびUNHCRの活動に関する基礎研修の他、UNHCRの援助対象者に関する国内外の裁判例や出身国情報などの調査・分析などを通じて、難民保護やUNHCRの活動について理解する。	人権、難民保護に関心のある方、英語に堪能な方、Microsoft Word、Excelを含む基礎的なコンピュータ技術をお持ちの方、UNHCRによる筆記試験及び電話面接を受けられる方	志望動機、経歴書及びUNHCR Personal History Form ( <a href="https://www.unhcr.org/how-to-apply.html">https://www.unhcr.org/how-to-apply.html</a> )を英語で提出してください。語学能力検定試験の点数があれば書いてください。語学検定試験の証明書がすぐ手元があればそちらも御提出ください。	内容等に関するご質問やUNHCR Personal History Formがダウンロードできない場合は、UNHCR駐日事務所法務部(03-3499-2075)にご連絡下さい。	8月31日(月)午前10時 東京都港区南青山1-6-10-11ウェスレーセンター UNHCR駐日事務所法務部	有 (直前(修習開始後。但し本人の意向を尊重する。))

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
国際機関等	1202	国連専門機関修習	国際労働機関(ILO)駐日事務所	8月31日(月)～ 9月18日(金) (3週間)	1	ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を中心として、国際労働機関(ILO)の活動内容一般について理解を深める。国際労働基準、ディーセント・ワークの概念、「仕事の未来」、サプライチェーンにおける労働CSR等を日本国内で普及させるための広報活動の補助や、世界におけるディーセント・ワークに関連する日本の労働法制に関する情報の収集及び報告の作成、等の日常業務を通じて、国際機関の仕事に触れる。	労働法、国際労働基準に関心を持ち、大学あるいは法科大学院において労働法を履修した方。一定の英語力(TOEIC860点、TOEFL iBT96点相当以上)を有する方。WORD、EXCEL、パワーポイントを含む基礎的なコンピュータ技術を持っている方。ILO駐日事務所による書類選考・電話インタビューを経て、決定後は、インターンシップに関する覚書(見本別添)に署名する等、ILOのインターンシップに関するルールを適用する。	経歴書(日英)及びTOEIC/TOEFLの点数を記載した証明書。決定後に、最寄りの医療機関が発行した健康証明書(最近受診した健康診断書のコピー可)。	ILO駐日事務所 (03-5467-2701)	8月31日(月)午前9時30分 渋谷区神宮前5-53-70、国連大学本部ビル1階の受付で8階のILO駐日事務所に連絡	無
国際機関等	1203	国連機関修習	国際移住機関(IOM)駐日事務所	9月1日(火)～ 9月30日(水)の 間の2週間  ※希望する期間を 申出書に記載 すること。	1	国際機関による日本において保護・支援を必要としている移民(外国人)のための様々な活動内容に触れること。 日本の出入国管理政策・人身取引対策・移民政策の現状と課題に触れること。	移住問題に関心があること。 英語力があること。 日本に在住する外国人の母語のいずれかを話せればなお良い。	履歴書(日・英) 志望動機(日) 語学能力を証明する 書面	国際移住機関駐日事務所 (TEL 03-3595-2487, FAX 03-3595-2497)	修習開始日の午前10時 東京都港区新橋2-2-7 新橋第一中ビル3階	有 (プログラム実施の2か月前)

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
国際機関等	1204	日本弁護士連合会国際室における修習	日本弁護士連合会	8月31日(月)～ 9月11日(金) (2週間)	1	日弁連における国際業務(特に組織としての海外弁護士会との関わりや、会員の国際活動支援など)について経験し、弁護士及び弁護士会の活動の国際的広がりを学ぶ。	日弁連及び日弁連会員の国際活動に興味を有する者 英語によるコミュニケーション(読み書きを含む。)がある程度可能である者 決定後、守秘義務等についての誓約書を提出すること。	・履歴書(和文) ・英語能力を示す書類等(任意) ・志望動機説明書(A4判。日英いずれも可)	日本弁護士連合会企画部 国際課 担当 [REDACTED] (電話03-3580-[REDACTED])	集合日時：8月31日 午前9時30分 集合場所：弁護士会館15階	無
福祉機関	1301	社会福祉協議会修習	練馬区社会福祉協議会	9月3日(木)～ 9月25日(金) の間で10日間あるいは15日間	1	社会福祉協議会における各種体験【ボランティア・地域福祉推進センター、障害者地域生活支援センター、福祉作業所(就労継続支援B型事業所)、権利擁護センター、生活困窮者自立支援法に基づく支援センター等での地域福祉の推進について】	修習確定後、事前レポート(所定様式あり、A4サイズ1枚)を提出すること。 地域福祉に強い関心のある方。 ※応募時に希望の期間(10日間あるいは15日間)を申告する事。	個人票(履歴書A4判1枚)	練馬区社会福祉協議会 経営管理課総務係 (電話 03-3992-5600)	修習確定後追って連絡	無

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
福祉機関	1302	社会福祉協議会修習	山形市社会福祉協議会	8月24日(月)～ 8月28日(金) (1週間)	1	1社会福祉協議会の業務内容理解 2法と社会福祉の関わりを学ぶ 3高齢者、障がい者、生活困窮者の支援を通じ、権利擁護の視点を学ぶ 4成年後見センターの機能を学ぶ	社会福祉協議会で修習したい理由を説明できる方。	志望動機書(300字～400字程度)	山形市社会福祉協議会 023-674-0680	8月24日午前8時30分～ 山形市社会福祉協議会にて	無
福祉機関	1303	社会福祉協議会修習	高知市社会福祉協議会	9月7日(月)～ 9月11日(金) (1週間)	1	社会福祉協議会実施事業の体験 ・成年後見サポートセンター事業 ・生活困窮者自立支援事業 ・障害者相談支援事業 ・地域福祉推進事業	特にありません。 高知市社会福祉協議会の事業に関心のある方	修習生の経歴・志望動機のわかるもの	高知市社会福祉協議会共に生きる課 088-856-5539	令和2年に事務所移転の予定があり新事務所が決定次第連絡致します	無

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
福祉機関	1304	社会福祉協議会修習	宝塚市社会福祉協議会	9月7日(月)～ 9月11日(金) (1週間)	2	社会福祉協議会における各種体験(権利擁護事業、日常生活自立支援事業、地域福祉推進事業、その他の事業にかかる講義・施設見学・業務見学・体験など)	なし	・履歴書 ・応募動機 (A4用紙1枚 800字程度)	宝塚市社会福祉協議会 (電話0797-86-5000)	集合日時： 初日の午前9時 集合場所：宝塚市総合福祉センター	無
民間企業	1401	企業修習	株式会社 小松製作所	8月24日(月)～ 9月4日(金) (2週間)	1～2	本社・工場・グループ会社から依頼される法務問題の検討業務(契約書作成・法令リサーチ等)や、紛争対応業務等について、社員と共同して取り組んでいただきます。 また、生産工場の見学や、グループ会社での業務を経験していただくことも予定しております。(修習内容は現時点での案となり、変更の場合があります。基本的にはその時点での当社法務部の業務を経験していただきます。)	企業法務に興味のある方	簡単なもので結構ですので、経歴書及び当社の修習で経験したいことを記載した文書をご提出ください。	法務部 (電話 [REDACTED]) (メールアドレス [REDACTED])	集合日時： 8月24日(月) 午前9時 集合場所： 〒107-8414 東京都港区赤坂2-3-6 コマツビル1階ロビー	有 (プログラム実施の1か月前)

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
民間企業	1402	企業修習	ヤフー株式会社	8月24日(月)～ 9月4日(金) (2週間)	1	法務担当部署における各種体験 (法務相談、政策提言、訴訟等)	指定なし	指定なし	コーポレート法務統括本部 法務本部	午前10時 18F受付	無
民間企業	1403	企業修習	九州旅客鉄道株式会社	9月7日(月)～ 9月11日(金) (1週間)	1	法務担当部署における各種体験 (法律相談、企業倫理など)	なし	なし	人事部(任免・給与) (電話092-474-2761)	集合日時: 9月7日午前9時 集合場所: JR九州本社 7F受付	無

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
民間企業	1404	企業法務修習	両備ホールディングス株式会社	8月31日(月)～ 9月4日(金) (1週間)	1	法務担当部署における各種体験 (契約書審査・新規ビジネスに関するリーガルチェック及び文献リサーチ・リスクマネジメント体制の構築手法等)	企業法務に興味があり、周囲と協調して修習を行える人	志望理由書(A4用紙1枚程度)	法務リスクマネジメント部(086-232-2177)	集合日時 8月31日午前8時40分 集合場所 両備ビル3階	無
民間企業	1405	企業修習	株式会社伊予銀行	9月14日(月)～ 9月18日(金) (1週間)	1	法務担当部署における業務体験等 法務担当部署以外の部署における体験等 (行内研修や営業店の視察等)	なし	履歴書	人事部(089-941-1141)	集合日時: 9月14日(月) 午前9時00分 集合場所:伊予銀行本店	無

コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 書 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
民間企業 1406	企業内法務実務修習	ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス株式会社	8月31日(月)～ 9月11日(金) (2週間)	5名迄	日用消費財を扱うグローバルカンパニーの日本法人における企業内法務実務体験 契約、商標、著作権、ブランド保護、トラブル処理、製品・広告表示、Business Integrity 関連)、消費者動向を理解するためのShop/Trade Visit、他外資系企業内法務実務家、弁護士事務所等との交流、人事担当者によるキャリア開発に関する対話、他部署(マーケティング、サプライチェーン、営業等)より、ビジネスに関するinduction、実際の案件相談への参加・対応、他企業と合同の交渉セッションへの参加等	(1) グローバルカンパニーにおける働き方に興味があること (2) 日用消費財業界に興味があること (3) 企業内法務が企業経営に果たす役割に興味があること、 (4) 英語でのコミュニケーションにチャレンジしてみたいという希望があること、 (5) チームワークでの仕事の仕方に興味があること (6) 人的ネットワークの構築・拡大に興味があること (7) 常に物事をpositiveに捉え、誠実であること。	(1) 履歴書 (2) 志望理由および将来のキャリアに関する考え方(日本語および英語、それぞれA4・2枚程)	ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス株式会社 [REDACTED] [REDACTED]	日時: 8月31日 10:00 集合場所: ユニリーバ・ジャパン受付(東京都目黒区上目黒2-1-1 中目黒GTタワー22階)、 詳細はおって連絡	無
裁判所 1501	最高裁判所修習	最高裁判所	9月9日(水) (1日)	10	最高裁判所の庁舎見学、最高裁判所調査官(民事・刑事)による講義、記録検討、最高裁判事による講話等	なし	申込動機を記載した希望理由書(A4・1～2枚)  追って、受講者に対し、受講日までに準備しておくべき事項を通知する。	最高裁判所裁判部第二訟廷事務室裁判関係庶務係 03-3264-8573	9月9日(水) 午前9時15分 最高裁判所 (集合場所等は、修習確定後、追って通知する。)	無

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
裁判所	1502	地裁知的財産権部修習(東京)	東京地方裁判所民事部	8月24日(月)～ 9月4日(金) (2週間)	20	東京地裁知財部における知財事件の記録検討、判例・学説の調査、メモ(サマリー)の作成、法廷傍聴、弁論準備手続傍聴、ケース研究、知的財産権事件についての講義(半日)、特許庁見学(半日)及び知財高裁における記録検討、法廷傍聴等(2日間)	1大学若しくは法科大学院において知的財産権法関係の講座を受講し、単位を取得した者、2司法試験において知的財産法を選択した者、又は3知的財産権法に高い関心を持っており、知的財産権訴訟に関わる知識・技法を修得する意欲のある者 ※1ないし3の番号を申込書に明記すること。 ※応募者が募集人数を超えた場合は抽選とする。 ※抽選の結果、落選した者に対し、コード1503への変更希望の有無について、別途調査することがある。	募集条件3の場合には、(1)知的財産権法関係で関心を持っている分野等、(2)知的財産権訴訟に関わる知識等の修得を志す理由をA4用紙1枚程度にまとめて提出すること。その他は、追って受講者に対し通知する。(単位の証明書等は不要)	東京地方裁判所総務課庶務第二係(電話03-3581-2291ダイヤルイン)	8月24日(月) 午前9時10分 東京地方裁判所研修室(9階南側)	無
裁判所	1503	地裁知的財産権部修習(東京)	東京地方裁判所民事部	9月7日(月)～ 9月18日(金) (2週間)	20	東京地裁知財部における知財事件の記録検討、判例・学説の調査、メモ(サマリー)の作成、法廷傍聴、弁論準備手続傍聴、ケース研究、知的財産権事件についての講義(半日)、特許庁見学(半日)及び知財高裁における記録検討、法廷傍聴等(2日間)	1大学若しくは法科大学院において知的財産権法関係の講座を受講し、単位を取得した者、2司法試験において知的財産法を選択した者、又は3知的財産権法に高い関心を持っており、知的財産権訴訟に関わる知識・技法を修得する意欲のある者 ※1ないし3の番号を申込書に明記すること。 ※応募者が募集人数を超えた場合は抽選とする。 ※抽選の結果、落選した者に対し、コード1502への変更希望の有無について、別途調査することがある。	募集条件3の場合には、(1)知的財産権法関係で関心を持っている分野等、(2)知的財産権訴訟に関わる知識等の修得を志す理由をA4用紙1枚程度にまとめて提出すること。その他は、追って受講者に対し通知する。(単位の証明書等は不要)	東京地方裁判所総務課庶務第二係(電話03-3581-2291ダイヤルイン)	9月7日(月) 午前9時10分 東京地方裁判所研修室(9階南側)	無

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
裁判所	1504	地裁知的財産訴訟部修習(大阪)	大阪地方裁判所第21民事部・第26民事部	8月17日(月)～ 8月28日(金) (2週間)	8	知的財産権訴訟における審理の充実促進や判断の正確性担保のための訴訟運営上の工夫、裁判所及び当事者の訴訟活動の在り方について理解を深め、併せて表現能力の向上を図ることを目的とする。 修習内容は、知財部裁判官及び裁判所調査官による講義、大阪高裁第8民事部(知財集中部)裁判官による講義、サマリー起案・講評、法廷傍聴、記録検討等。	大学・大学院において知財関係講義の単位を取得した者又は司法試験において知的財産権法を選択した者。 人数が超過した場合、司法試験における知的財産権法選択者を優先するので、該当する条件を申込書に記載すること。 人数が超過した場合、コード1505へ振り替えることがあるので、振替えに支障がある者は、その旨及びその理由を申込書の余白部分に簡潔に記載すること。	なし	大阪地方裁判所事務局総務課庶務第二係( ) ( )ダイヤル)	8月17日(月) 午前9時20分 大阪地方裁判所事務局総務課庶務第二係 (飯庁舎1階)	無
裁判所	1505	地裁知的財産訴訟部修習(大阪)	大阪地方裁判所第21民事部・第26民事部	8月31日(月)～ 9月11日(金) (2週間)	8	知的財産権訴訟における審理の充実促進や判断の正確性担保のための訴訟運営上の工夫、裁判所及び当事者の訴訟活動の在り方について理解を深め、併せて表現能力の向上を図ることを目的とする。 修習内容は、知財部裁判官及び裁判所調査官による講義、大阪高裁第8民事部(知財集中部)裁判官による講義、サマリー起案・講評、法廷傍聴、記録検討等。	大学・大学院において知財関係講義の単位を取得した者又は司法試験において知的財産権法を選択した者。 人数が超過した場合、司法試験における知的財産権法選択者を優先するので、該当する条件を申込書に記載すること。 人数が超過した場合、コード1504へ振り替えることがあるので、振替えに支障がある者は、その旨及びその理由を申込書の余白部分に簡潔に記載すること。	なし	大阪地方裁判所事務局総務課庶務第二係( ) ( )ダイヤル)	8月31日(月) 午前9時20分 大阪地方裁判所事務局総務課庶務第二係 (飯庁舎1階)	無

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
知財	1601	知的財産事務所修習(東京)		9月14日(月)～ 9月18日(金) (1週間)	2	いわゆる「知財事件」を扱う法律事務所の日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習	勤務先が内定している場合には、事前に申し出ること。	簡単な履歴書		日時：午前9時30分 場所：事務所受付	無
知財	1602	知的財産事務所修習(大阪)	小松法律特許事務所	8月17日(月)～ 8月28日(金) (2週間)	2	いわゆる「知的財産事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と係争中のときも、同様とする。 2法科大学院において知財関係講義を受講し、単位を取得した者又は司法試験において知的財産権法を選択した者	知的財産関係講義の履修証明書	大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル8階 担当：小松陽一郎弁護士 TEL：06-6221-3355	日時： 8月17日午前10時 場所： 事務所受付	無

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
知財	1603	知的財産事務所修習 (大阪)	弁護士法人関西法律特許事務所	9月7日(月)～ 9月18日(金) (2週間)	1	いわゆる「知的財産事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生を受入れのうえ、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と係争中のときも、同様とする。 2法科大学院において知財関係講義を受講し、単位を取得した者又は司法試験において知的財産権法を選択した者	1知的財産関係講義の履修証明書 2履歴書	大阪市中央区北浜2-5-23 小寺プラザ12階 担当：田上洋平弁護士 TEL：06-6231-3210	日時： 9月7日午前10時 場所： 事務所受付	有 (プログラム実施の直前)
知財	1604	知的財産事務所修習 (大阪)	弁護士法人淀屋橋・山上合同	9月7日(月)～ 9月18日(金) (2週間)	1	いわゆる「知的財産事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生を受入れのうえ、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と係争中のときも、同様とする。 2法科大学院において知財関係講義を受講し、単位を取得した者又は司法試験において知的財産権法を選択した者	知的財産関係講義の履修証明書	大阪市中央区北浜3-6-13 日土地淀屋橋ビル 担当：藤川義人弁護士 TEL：06-6202-3355	日時： 9月7日午前10時 場所： 事務所受付	無

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
知財	1605	知的財産事務所修習 (大阪)	弁護士法人大江橋法律事務所	9月14日(月)～ 9月25日(金) (2週間)	1	いわゆる「知的財産事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生は受入れない。なお、受入れ内定以降に、上記係争事件が発生したときは、当該修習生を受入れの上、当該事件は修習対象から除外する。受入れ内定時に、修習生の就職予定事務所等が未定で、その後決定した就職先と係争中のときも同様とし、当該修習生を受入れの上、当該事件は修習対象から除外する。 2法科大学院において知財関係講義を受講し、単位を取得した者又は司法試験において知的財産権法を選択した者。	知的財産関係講義の履修証明書	大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー27階 担当：平野恵稔弁護士 TEL：06-6208-1406	日時： 9月14日午前10時 場所： 事務所受付	無
涉外	1606	涉外事務所修習 (大阪)	岡田春夫綜合法律事務所	8月17日(月)～ 8月28日(金) (2週間)	2	いわゆる「涉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習(英米法関係)	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後決定した就職先と係争中のときも、同様とする。 2英語の読解力があること。	英語を読むのに苦にならない程度の語学力があることの証明する書類	大阪市北区豊崎3-2-1 淀川5番館7階 担当：岡田春夫弁護士 TEL：06-6374-6357	日時： 8月17日午前10時 場所： 事務所受付	有 (プログラム実施の直前)

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
涉外	1607	涉外事務所修習 (大阪)	法円坂法律事務所	8月24日(月)～ 9月4日(金) (2週間)	1	いわゆる「涉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習(中国法関係)	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と係争中のときも、同様とする。 2中国語で日常会話ができる程度の語学力があること。	なし	大阪市中央区農人橋2-1-30 谷町八木ビル9階 担当：中島宏治弁護士 TEL：06-6944-1271	日時： 8月24日午前10時 場所： 事務所受付	有 (プログラム実施の直前)
涉外	1608	涉外事務所修習 (大阪)	中本総合法律事務所	8月24日(月)～ 9月4日(金) (2週間)	1	いわゆる「涉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習(英米法関係)	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と係争中のときも、同様とする。 2英語を読むのに苦にならない程度の語学力があること。	なし	大阪市北区西天満5-9-3 アールビル本館5階 担当：豊島ひろ江弁護士 TEL：06-6364-6241	日時： 8月24日午前10時 場所： 事務所受付	無

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
涉外	1609	涉外事務所修習 (大阪)	弁護士法人御堂筋法律事務所	8月24日(月)～ 9月4日(金) (2週間)	2	いわゆる「涉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習(英米法関係)	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と係争中のときも、同様とする。 2英検準1級程度、TOEFL(iBT)85点以上又はTOEIC780点以上の語学力を有すること。	英検準1級程度、TOEFL(iBT)85点以上又はTOEIC780点以上の学力を有することを証明する書類	大阪市中央区南船場4-3-11 大阪豊田ビル 担当：紺谷宗一弁護士 TEL：06-6251-7266	日時： 8月24日午前10時 場所： 事務所受付	無
涉外	1610	涉外事務所修習 (大阪)	岡田春夫綜合法律事務所	8月31日(月)～ 9月11日(金) (2週間)	2	いわゆる「涉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習(英米法関係)	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と係争中のときも、同様とする。 2英語の読解力があること。	英語を読むのに苦にならない程度の語学力があることの証明する書類	大阪市北区豊崎3-2-1 淀川5番館7階 担当：岡田春夫弁護士 TEL：06-6374-6357	日時： 8月31日午前10時 場所： 事務所受付	有 (プログラム実施の直前)

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
涉外	1611	涉外事務所修習 (大阪)	弁護士法人オルビス	8月31日(月)～ 9月11日(金) (2週間)	2	いわゆる「涉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習(韓国法関係)	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と係争中のときも、同様とする。 2韓国関係の涉外に関心があること。	なし	大阪市中央区南船場1-16-10 大阪岡本ビル5階 担当：妻 薫弁護士 TEL：06-6264-1976	日時： 8月31日午前10時 場所： 事務所受付	有 (プログラム実施の直前)
涉外	1612	涉外事務所修習 (大阪)	栄光総合法律事務所	9月7日(月)～ 9月18日(金) (2週間)	1	いわゆる「涉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習(英米法関係)	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と係争中のときも、同様とする。 2英語を読むのに苦にならない程度の語学力があること。	なし	大阪市中央区伏見町3-2-4 淀屋橋戸田ビル2階 担当：池田佳史弁護士 TEL：06-4707-1251	日時： 9月7日午前10時 場所： 事務所受付	有 (プログラム実施の直前)

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
涉外	1613	涉外事務所修習 (大阪)	弁護士法人大江橋法律事務所	9月14日(月)～ 9月25日(金) (2週間)	1	いわゆる「涉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習(英米法関係・中国法関係)	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生は受け入れない。なお、受入れ内定以降に、上記係争事件が発生したときは、当該修習生を受入れの上、当該事件は修習対象から除外する。受入れ内定時に、修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と係争中のときも同様とし、当該修習生を受入れの上、当該事件は修習対象から除外する。 2英語又は中国語を読むのが苦にならない程度の語学力があること。	なし	大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー27階 担当：平野恵稔弁護士 TEL：06-6208-1406	日時： 9月14日午前10時 場所： 事務所受付	無
涉外	1614	涉外事務所修習 (大阪)	北浜法律事務所・外国法共同事業	9月14日(月)～ 9月25日(金) (2週間)	1	いわゆる「涉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習(英語案件)	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と係争中のときも、同様とする。 2TOEFL(iBT)85点以上又はTOEIC780点以上の語学力を有すること。	TOEFL(iBT)85点以上又はTOEIC780点以上の学力を有することを証明する書類	大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル 担当：児玉史史弁護士 TEL：06-6202-1088	日時： 9月14日午前10時 場所： 事務所受付	有 (プログラム実施の直前)

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
涉外	1615	渉外事務所修習 (大阪)	中本総合法律事務所	9月14日(月)～ 9月25日(金) (2週間)	1	いわゆる「涉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習(英米法関係)	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と係争中のときも、同様とする。 2英語を読むのに苦にならない程度の語学力があること。	なし	大阪市北区西天満5-9-3 アールビル本館5階 担当：豊島ひろ江弁護士 TEL：06-6364-6241	日時： 9月14日午前10時 場所： 事務所受付	無
涉外	1616	渉外事務所修習 (大阪)	弁護士法人御堂筋法律事務所	9月14日(月)～ 9月25日(金) (2週間)	2	いわゆる「涉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習(英米法関係)	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と係争中のときも、同様とする。 2英検準1級程度、 TOEFL(iBT)85点以上又は TOEIC780点以上の語学力を有すること。	英検準1級程度、 TOEFL(iBT)85点以上 又はTOEIC780点以上の 学力を有することを 証明する書類	大阪市中央区南船場4-3-11 大阪豊田ビル 担当：山崎陽平弁護士 TEL：06-6251-7266	日時： 9月14日午前10時 場所： 事務所受付	無

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
涉外	1617	涉外事務所修習 (大阪)	弁護士法人淀屋橋・山上合同	9月14日(月)～ 9月25日(金) (2週間)	1	いわゆる「涉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習(英米法関係・中国語法関係)	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生は受け入れない。なお、受入れ内定以降に、上記係争事件が発生したときは、当該修習生を受入れの上、当該事件は修習対象から除外する。受入れ内定時に、修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と係争中のときも同様とし、当該修習生を受入れの上、当該事件は修習対象から除外する。 2HSK(新)6級かつTOEFL100/120程度の学力を有する者。若しくはそれに達しないが、相当の語学力があり、又はそれに代わる能力・意欲がある者	なし	大阪市中央区北浜3-6-13 日土地淀屋橋ビル 担当：仲井 晃弁護士 TEL：06-6202-3355	日時： 9月14日午前10時 場所： 事務所受付	有 (プログラム実施の直前)
大規模・企業法務	1618	大規模事務所修習	■■■■■	9月7日(月)～ 9月18日(金) (2週間)	2	いわゆる「大規模事務所」における日常的な弁護士業務の態様、業務内容に接することを主眼とした修習	修習生の就職予定先が当事務所の相手方になっていないこと。	経歴書(就職予定先が決まっている場合は明記のこと)	■■■■■	日時：午前10時 場所：事務所■■■■■受付	無

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
大規模・企業法務	1619	大規模事務所修習		9月23日(水)～ 9月25日(金) (1週間)	2	いわゆる「大規模事務所」における日常的な弁護士業務の態様、業務内容に接することを主眼とした修習	内定先又は就職活動中の先があれば事前に申し出ること。	履歴書(内定先・就職活動中の先があれば明記)・応募理由書		日時：午前9時 場所：事務所受付	無
大規模・企業法務	1620	大規模事務所修習		9月7日(月)～ 9月18日(金) (2週間)	2	いわゆる「大規模事務所」における日常的な弁護士業務の態様、業務内容に接することを主眼とした修習	勤務先が内定している場合には、事前に申し出ること。	経歴書(就職予定先が決まっている場合は明記のこと)		日時・場所：追って連絡	無

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
大規模・企業法務	1621	企業法務修習	■■■■■	8月31日(月)～ 9月11日(金) (2週間)	1	いわゆる「企業法務」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習	内定先があれば申し出ること。	履歴書	■■■■■	日時：午前10時 場所：事務所受付 ■■■■■	無
大規模・企業法務	1622	企業法務修習	■■■■■	8月24日(月)～ 8月28日(金) (1週間)	1	いわゆる「企業法務」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習	(ア)就職予定先(法律事務所の場合は依頼者を含む)と当事務所又はその依頼者との間に係争関係がないこと (イ)TOEIC800点以上又はそれに相当する英語力があること	英語力を証明する書類。経歴書(就職予定先が決まっている場合は明記のこと)	■■■■■	日時：午前10時 場所：事務所受付	無

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートル を超える移動の 可能性の有無 (移動予定の確定時期 の目安)
法テラス	1623	法テラス 大規模型 事務所修習	法テラス東京 (新宿、霞が関 分室)、 法テラス東京法 律事務所(四 谷)、 法テラス多摩、 法テラス多摩法 律事務所	9月7日(月)～ 9月11日(金) (1週間)	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>■常勤弁護士の法律事務</li> <li>■情報提供業務</li> <li>■民事法律扶助業務</li> <li>■国選弁護等関連業務</li> <li>■犯罪被害者支援業務</li> <li>□司法過疎対策業務</li> <li>■その他</li> </ul> <p>【事務所の特色】(簡潔に)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・司法ソーシャルワーク</li> <li>・行政や福祉関係機関への滞在型・訪問型連携活動への同行・出張相談</li> <li>・ケース会議への同席</li> <li>・成年後見等業務活動への同行</li> <li>・事例検討勉強会への参加</li> <li>・刑事弁護実務(模擬事件での接見・公判準備・尋問・弁論等)の演習など</li> </ul> <p>※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照</p>	なし	<p>1法テラス東京及び法テラス多摩を希望した理由</p> <p>2法テラス東京法律事務所及び法テラス多摩法律事務所にて何を学びたいか</p> <p>以上をA4判1枚程度にまとめて提出してください。</p>	<p>【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス東京 担当者：総務課 ■■■■■■ 電 話：■■■■■■■■■■</p>	<p>集合日時：受入決定期間の初日 午前9時30分 集合場所：法テラス東京会議室(東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F)</p>	無
法テラス	1624	法テラス 大規模型 事務所修習	法テラス大阪 法テラス大阪法 律事務所 常勤弁護士養成 事務所	9月7日(月)～ 9月11日(金) (1週間)	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>■常勤弁護士の法律事務 (養成中のスタッフ弁護士上の業務見学を含む)</li> <li>■情報提供業務</li> <li>■民事法律扶助業務</li> <li>■国選弁護等関連業務</li> <li>■犯罪被害者支援業務</li> <li>■司法過疎対策業務</li> <li>□その他</li> </ul> <p>【事務所の特色】 研修内容には所長・副所長の講義等を含む</p> <p>※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照</p>	特になし	<p>1法テラス大阪を希望した理由</p> <p>2研修で何を学びたいか</p> <p>以上をA4判1枚程度にまとめて提出してください。</p>	<p>【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス大阪 担当者：総務課 ■■■■■■ 電 話：■■■■■■■■■■</p>	<p>9月7日(月)9時10分</p> <p>場所：法テラス大阪(大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会地下1階)</p>	有 (プログラム実施の直前)



コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
法テラス 1627	法テラス 中規模型 事務所修習	法テラス茨城法律事務所	8月31日(月)～ 9月11日(金) (2週間)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■常勤弁護士の法律事務</li> <li>■情報提供業務</li> <li>■民事法律扶助業務</li> <li>■国選弁護等関連業務</li> <li>■犯罪被害者支援業務</li> <li>□司法過疎対策業務</li> <li>■その他</li> </ul> <p>【事務所の特色】 扶助国選対応事務所。関係機関からの要請を受けての司法ソーシャルワークも広く行っている。</p> <p>※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照</p>	無し	<p>1法テラス茨城を希望した理由 2研修で何を学びたいか 以上をA4判1枚程度にまとめて提出してください。</p>	<p>【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 担当者：■■■■■■■■■■ 電話：0503383-5389</p>	8月31日(月)9時 場所：法テラス茨城法律事務所	有 (プログラム実施の直前)
法テラス 1628	法テラス 中規模型 事務所修習	法テラス静岡法律事務所	9月7日(月)～ 9月11日(金) (1週間)	B班 A班 通じて 1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>■常勤弁護士の法律事務</li> <li>□情報提供業務</li> <li>□民事法律扶助業務</li> <li>□国選弁護等関連業務</li> <li>□犯罪被害者支援業務</li> <li>□司法過疎対策業務</li> <li>□その他</li> </ul> <p>※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照</p>	なし	<p>1自己紹介 2応募理由 3法テラス静岡法律事務所です何を学びたいか。 以上をA4判2～3枚程度にまとめて提出してください。</p>	<p>【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス静岡法律事務所 担当者：弁護士■■■■■■■■■■ 電話：0503383-5404</p>	9月7日(月) 午前9時30分 場所：法テラス静岡法律事務所 (静岡市葵区呉服町2-1-1 札の辻ビル5階)	無



コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
法テラス 1631	法テラス小規模型事務所修習	法テラス浜松	9月7日(月)～ 9月11日(金) (1週間)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■常勤弁護士の法律事務</li> <li>□情報提供業務</li> <li>■民事法律扶助業務</li> <li>□国選弁護等関連業務</li> <li>□犯罪被害者支援業務</li> <li>□司法過疎対策業務</li> <li>□その他</li> </ul> <p>※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照</p>	なし	<p>応募理由(何故、法テラス浜松での修習を希望するのか)をA4判2枚以内で提出すること</p>	<p>【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス浜松法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■ 電話：0503383-5408</p>	<p>受入決定期間の初日午前9時30分</p> <p>集合場所：法テラス浜松法律事務所(浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F)</p> <p>※受入決定後、必ず法テラス浜松法律事務所に連絡を入れ、決定期間を自身で確認してください</p>	有 (プログラム実施の1か月前)
法テラス 1632	法テラス小規模型事務所修習	法テラス奈良法律事務所	<p>(1) 8月31日(月)～ 9月4日(金) (1週間)</p> <p>(2) 9月7日(月)～ 9月11日(金) (1週間)</p> <p>(3) 9月14日(月)～ 9月18日(金) (1週間)</p>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>■常勤弁護士の法律事務</li> <li>■情報提供業務</li> <li>■民事法律扶助業務</li> <li>■国選弁護等関連業務</li> <li>□犯罪被害者支援業務</li> <li>□司法過疎対策業務</li> <li>■その他(成年後見業務、関係機関との連携)</li> </ul> <p>※学びたいことによっては、期間が限定されているものもあります。詳細は【受入決定以降の連絡先】に直接問い合わせさせていただきかまいません。その他、研修に先立ち気になることがあれば、同じく上記連絡先に問い合わせさせていただきかまいません。</p> <p>※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照</p>	<p>募集条件は特にありませんが、時間外とされる時間に業務が入ることも多いです。時間外は任意参加ですが、可能な限り参加いただける方が望ましいです。 また、長距離の車移動をすることも多いため、その点ご承諾いただいている方が望ましいです。</p>	<p>1法テラス奈良を希望した理由 2研修で何を学びたいか 以上をA4判1枚程度にまとめて提出してください。</p> <p>※希望する期間を申込書に記載してください。 ※その他、法テラスのスタッフ弁護士の役割について、何か知っていることがあれば触れて下さい。</p>	<p>【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス奈良法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■ 電話：0503383-0514</p>	<p>受け入れ決定期間の初日 午前10時</p> <p>場所：法テラス奈良法律事務所(予定)</p>	無

コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
法テラス 1633	法テラス小規模型事務所修習	法テラス岐阜法律事務所	9月7日(月)～9月11日(金) (1週間)	1	<p>■常勤弁護士の法律事務 □情報提供業務 ■民事法律扶助業務 ■国選弁護等関連業務 □犯罪被害者支援業務 □司法過疎対策業務 ■その他</p> <p>【事務所の特色】 司法ソーシャルワークにも力を入れています。</p> <p>※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照</p>	なし	応募理由をA4判1枚以内で提出すること	<p>【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス岐阜法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■ 電話：0503383-5472</p>	受入決定期間の初日 午前9時30分 集合場所：法テラス岐阜法律事務所(岐阜県岐阜市美江寺町1-27第一住宅ビル5階)	無
法テラス 1634	法テラス小規模型事務所修習	法テラス山口法律事務所	8月31日(月)～9月4日(金) (1週間)	1	<p>■常勤弁護士の法律事務 □情報提供業務 □民事法律扶助業務 □国選弁護等関連業務 □犯罪被害者支援業務 □司法過疎対策業務 □その他</p> <p>【事務所の特色】 民事法律扶助及び国選刑事弁護を中心とする、典型的な法テラスの都市型の事務所です。</p> <p>※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照</p>	なし	応募理由をA4判1枚以内で提出すること	<p>【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス山口法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■ 電話：0503383-0021 ※受入決定後、必ず法テラス山口法律事務所に連絡を入れ、決定期間を自身で確認してください</p>	8月31日午前10時 集合場所：法テラス山口法律事務所(山口市大手町9-11山口市県自治会館5階)	有 (プログラム実施の直前)

コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
法テラス 1635	法テラス小規模型事務所修習	法テラス島根法律事務所	9月7日(月)～ 9月11日(金) (1週間)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■常勤弁護士の法律事務</li> <li>■情報提供業務</li> <li>■民事法律扶助業務</li> <li>■国選弁護等関連業務</li> <li>■犯罪被害者支援業務</li> <li>□司法過疎対策業務</li> <li>□その他</li> </ul> <p>【事務所の特色】 司法ソーシャルワークに力を入れています。</p> <p>※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照</p>	なし	<p>応募理由を記した自己紹介(書式自由、履歴書可)</p>	<p>【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス島根法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 弁護士 ■■■■■■■■■■ 電話：0503383-5498</p>	<p>9月7日(月) 午前9時30分</p> <p>場所：島根県松江市南田町60 2階 法テラス島根法律事務所</p>	無
法テラス 1636	法テラス小規模型事務所修習	法テラス熊本	9月14日(月)～ 9月18日(金) (1週間)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■常勤弁護士の法律事務</li> <li>□情報提供業務</li> <li>□民事法律扶助業務</li> <li>□国選弁護等関連業務</li> <li>□犯罪被害者支援業務</li> <li>□司法過疎対策業務</li> <li>□その他</li> </ul> <p>【事務所の特色】 民事、家事、刑事を満遍なく取り扱い、関係機関との連携活動も取り組んでいる。また、熊本刑務所(LB級)の受刑者や精神科病院の入所者への法律相談も積極的に実施している。なお、起案等の課題を出すこともある。</p> <p>※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照</p>	なし	<p>応募理由をA4判1枚以内で提出すること</p>	<p>【受入れ決定前の連絡先】 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定後の連絡先】 法テラス熊本法律事務所 電話：0503383-0510</p>	<p>9月14日(月)9時00分</p> <p>場所：法テラス熊本法律事務所</p>	<p>有 (プログラム実施の1か月程度前)</p>

コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
法テラス 1637	法テラス小規模型事務所修習	法テラス青森法律事務所	8月31日(月)～9月4日(金) (1週間)	1	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤弁護士の法律事務 <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供業務 <input checked="" type="checkbox"/> 民事法律扶助業務 <input checked="" type="checkbox"/> 国選弁護等関連業務 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者支援業務 <input type="checkbox"/> 司法過疎対策業務 <input type="checkbox"/> その他  <b>【事務所の特色】</b> ・福祉機関との連携 ・刑務所相談  ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	応募理由を記した自己紹介(書式自由、履歴書可)	<b>【受入決定前の連絡先、問合せ先】</b> 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■  <b>【受入決定以降の連絡先】</b> 法テラス青森法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 電話：0503383-5554	8月31日(月) 午前9時00分 集合場所：法テラス青森法律事務所(青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2階)	無
法テラス 1638	法テラス小規模型事務所修習	法テラス函館法律事務所	8月24日(月)～8月28日(金) (1週間)	1	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤弁護士の法律事務 <input type="checkbox"/> 情報提供業務 <input checked="" type="checkbox"/> 民事法律扶助業務 <input checked="" type="checkbox"/> 国選弁護等関連業務 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者支援業務 <input type="checkbox"/> 司法過疎対策業務 <input type="checkbox"/> その他  <b>【事務所の特色】</b> 一般民事事件、家事事件、債務整理事件、刑事事件等を扱っています。司法ソーシャルワークにも力を入れています。  ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	1法テラス函館法律事務所を希望した理由 2研修で何を学びたいか 以上をA4判1枚程度にまとめて提出してください。	<b>【受入決定前の連絡先、問合せ先】</b> 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■  <b>【受入決定以降の連絡先】</b> 法テラス函館法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 電話：0503383-5562	8月24日(月)午前9時 場所：法テラス函館法律事務所	有 (プログラム実施の約1か月前)



	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
法テラス	1641	法テラス小規模型事務所修習	法テラス香川	8月31日(月)～9月11日(金)(2週間)	1	<p>■常勤弁護士の法律事務</p> <p><input type="checkbox"/>情報提供業務</p> <p><input type="checkbox"/>民事法律扶助業務</p> <p><input type="checkbox"/>国選弁護等関連業務</p> <p><input type="checkbox"/>犯罪被害者支援業務</p> <p><input type="checkbox"/>司法過疎対策業務</p> <p>■その他(関係機関との連携)</p> <p>【事務所の特色】 刑事弁護、家事事件、債務整理を中心とする本庁型法テラス</p> <p>※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照</p>	なし	応募理由をA4判1枚以内で提出すること。	<p>【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス香川法律事務所 担当者：弁護士■■■■■■■■■■ 電話：0503383-5572</p>	8月31日(月)9時 場所：法テラス香川法律事務所(香川県高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル9階)	有 (プログラム実施の1か月前)
法テラス	1642	法テラス小規模型事務所修習	法テラス高知法律事務所	8月24日(月)～8月28日(金)(1週間)	1	<p>■常勤弁護士の法律事務</p> <p><input type="checkbox"/>情報提供業務</p> <p>■民事法律扶助業務</p> <p>■国選弁護等関連業務</p> <p>■犯罪被害者支援業務</p> <p><input type="checkbox"/>司法過疎対策業務</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p> <p>【事務所の特色】 関係機関との連携により受任する民事・債務整理等が比較的多く、また刑事事件も常に受任しています。</p> <p>※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照</p>	なし	簡潔なプログラム志望理由書及び履歴書を提出して下さい。 ※書式は自由です。	<p>【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降】 法テラス高知法律事務所 担当者：弁護士■■■■■■■■■■ 電話：0503383-5576</p>	8月24日(月)10時 場所：法テラス高知法律事務所(高知市本町4丁目1-37丸ノ内ビル3F)	無

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
法テラス	1643	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス秩父法律事務所 希望する場合、所属弁護士の出張先(裁判所・他の法テラス事務所・依頼者方・出張相談場所等)	8月14日(金)～9月18日(金) 上記の期間のうち土休日を除き、申込者の希望する連続した任意の期間(2週間前後を想定、3週間を超えることはできない) 申込時に具体的な希望期間を記載して下さい	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■常勤弁護士の法律事務</li> <li>■情報提供業務</li> <li>■民事法律扶助業務</li> <li>■国選弁護等関連業務</li> <li>■犯罪被害者支援業務</li> <li>■司法過疎対策業務</li> <li>■その他 関係機関連携</li> </ul> <p>【事務所の特色】 管内人口10万人弱、管内弁護士数5名、うち3名が法テラス秩父所属です。72期全国プログラムでは、業務同行・起案などのほか、弁護士同席のもと法律相談を一緒に行って頂きました。</p> <p>※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照</p>	司法過疎対策に関心のある方	自己紹介と修習プログラムに期待することを含む自己アピール書面(様式自由)	<p>【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス秩父法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■■■■■ 電話：0503383-0023</p>	修習開始日の午前9時 (時刻応相談)  〒368-0041 埼玉県秩父市番場町11-1 サンウッド東和2階 法テラス秩父法律事務所	有 (不明)
法テラス	1644	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス牛久	8月17日(月)～9月11日(金) ※土日祝日除く2週間  ※希望する期間を応募書類に記載してください。	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■常勤弁護士の法律事務</li> <li>□情報提供業務</li> <li>□民事法律扶助業務</li> <li>□国選弁護等関連業務</li> <li>□犯罪被害者支援業務</li> <li>□司法過疎対策業務</li> <li>□その他</li> </ul> <p>【事務所の特色】 債務整理事件、離婚事件、刑事事件を主に扱っています。</p> <p>※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照</p>	なし	応募理由を記した自己紹介(書式自由、履歴書可)	<p>【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降】 法テラス牛久 担当者：弁護士 ■■■■■■■■■■ 電話：0503383-0511</p>	受入決定期間の初日 午前9時00分  集合場所：法テラス牛久(茨城県牛久市中央5-20-11牛久駅前ビル4階)	無



コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
法テラス 1647	法テラス 過疎地型 事務所修習	法テラス魚津	9月14日(月)～ 9月18日(金) (1週間)	1	<p>■常勤弁護士の法律事務</p> <p><input type="checkbox"/>情報提供業務</p> <p><input type="checkbox"/>民事法律扶助業務</p> <p><input type="checkbox"/>国選弁護等関連業務</p> <p><input type="checkbox"/>犯罪被害者支援業務</p> <p>■司法過疎対策業務</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p> <p>【事務所の特色】</p> <p>○管内弁護士数7名</p> <p>○成年後見等も含め家事事件が多い。</p> <p>○福祉関係者との連携に取り組中。</p> <p>※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照</p>	なし	<p>応募理由を記した自己紹介(書式自由)</p>	<p>【受入決定前の連絡先、問合せ先】</p> <p>日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降の連絡先】</p> <p>法テラス魚津法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■ 電話：0503383-0030</p>	<p>受入決定期間の初日 午前9時30分 集合場所：法テラス魚津(富山県魚津市 釈迦堂1-12-18魚津 商工会議所ビル5階)</p>	有 (プログラム実施の直前)
法テラス 1648	法テラス 過疎地型 事務所修習	法テラス倉吉法律事務所	<p>以下のうち、いずれか1週間</p> <p>(1) 8月31日(月)～ 9月4日(金)</p> <p>(2) 9月7日(月)～ 9月11日(金)</p> <p>(3) 9月14日(月)～ 9月18日(金)</p> <p>※希望する期間を応募書類に記載してください。</p>	1	<p>■常勤弁護士の法律事務</p> <p><input type="checkbox"/>情報提供業務</p> <p><input type="checkbox"/>民事法律扶助業務</p> <p><input type="checkbox"/>国選弁護等関連業務</p> <p><input type="checkbox"/>犯罪被害者支援業務</p> <p><input type="checkbox"/>司法過疎対策業務</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p> <p>【事務所の特色】</p> <p>民事法律扶助及び国選刑事弁護を中心としつつ、法テラスの過疎型の事務所として多様な事件を取り扱っています。</p> <p>※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照</p>	なし	<p>応募理由をA4判1枚以内で提出すること</p>	<p>【受入決定前の連絡先、問合せ先】</p> <p>日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降の連絡先】</p> <p>法テラス倉吉法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■ 電話：0503383-5497</p> <p>※受入決定後、必ず法テラス倉吉法律事務所へ連絡を入れ、決定期間を自身で確認してください</p>	<p>受入決定期間の初日 午前10時 集合場所：法テラス倉吉法律事務所(倉吉市山根572 サンク・ビエスビル 202号室)</p>	無

コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
法テラス 1649	法テラス 過疎地型 事務所修習	法テラス浜田法律事務所	9月7日(月)～ 9月11日(金) (1週間)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■常勤弁護士の法律事務</li> <li>■情報提供業務</li> <li>■民事法律扶助業務</li> <li>■国選弁護等関連業務</li> <li>□犯罪被害者支援業務</li> <li>■司法過疎対策業務</li> <li>□その他</li> </ul> <p>【事務所の特色】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数でアットホームな事務所</li> <li>・債務整理・離婚・後見・刑事事件が多い</li> <li>・社会福祉協議会等と連携して司法ソーシャルワークを実施</li> </ul> <p>※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照</p>	なし	<p>1法テラス浜田での修習を希望する理由、</p> <p>2法テラス浜田での修習で学びたいこと、</p> <p>を記載した書面(A4判1枚程度)を提出してください。</p>	<p>【受入決定前の連絡先、問合せ先】</p> <p>日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降の連絡先】</p> <p>法テラス浜田法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■ 電話：0503383-0026</p>	<p>9月7日(月)10時</p> <p>場所：法テラス浜田法律事務所 (島根県浜田市浅井町1580番地 第二龍河ビル6階 最寄り駅：山陰本線浜田駅徒歩3分)</p>	有 (プログラム実施の2か月前)
法テラス 1650	法テラス 過疎地型 事務所修習	法テラス五島法律事務所	9月7日(月)～ 9月11日(金) (1週間)	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>■常勤弁護士の法律事務</li> <li>□情報提供業務</li> <li>□民事法律扶助業務</li> <li>□国選弁護等関連業務</li> <li>□犯罪被害者支援業務</li> <li>■司法過疎対策業務</li> <li>□その他</li> </ul> <p>【事務所の特色】</p> <p>離島の弁護士事務所</p> <p>※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照</p>	なし	<p>1履歴書</p> <p>2「自身の目指す法曹の姿」を簡潔にまとめた文書</p>	<p>【受入決定前の連絡先、問合せ先】</p> <p>日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降の連絡先】</p> <p>法テラス五島法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■ 電話：0503383-0516</p>	<p>9月7日(月)9時30分</p> <p>場所：法テラス五島法律事務所</p>	有 (プログラム実施の1週間前頃)

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
法テラス	1651	法テラス 過疎地型 事務所修習	法テラス平戸法律事務所	9月7日(月)～ 9月11日(金) (1週間)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■常勤弁護士の法律事務</li> <li>□情報提供業務</li> <li>□民事法律扶助業務</li> <li>□国選弁護等関連業務</li> <li>□犯罪被害者支援業務</li> <li>■司法過疎対策業務</li> <li>□その他</li> </ul> <p>【事務所の特色】 「陸路で行ける日本最西端」がある平戸市内の事務所です。県内では、比較的刑事事件も多く扱っています。</p> <p>※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照</p>	特になし	自己紹介を記載した書面を提出してください(A4で1枚以内を目安にしてください)。	<p>【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス平戸法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 電 話：0503383-0468</p>	9月7日(月)9時30分  場所：法テラス平戸法律事務所	有 (プログラム実施の直前)
法テラス	1652	法テラス 過疎地型 事務所修習	法テラス雲仙法律事務所	8月31日(月)～ 9月11日(金) (2週間)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■常勤弁護士の法律事務</li> <li>■民事法律扶助業務</li> <li>■国選弁護等関連業務</li> <li>■司法過疎対策業務</li> <li>■その他(各機関との連携等)</li> </ul> <p>【事務所の特色】 長崎県雲仙市の小浜温泉街に所在する事務所です。1事件数が多く、種類も豊富なこと、2障がい者・高齢者の事件が多く、成年後見等業務も多いこと、3社会福祉法人等と連携し、入口・出口支援(罪に問われた人の社会復帰支援)に取り組んでいることが、事務所の主な特徴です。</p> <p>※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照</p>	なし	自己紹介 (A4判1枚程度)	<p>【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス雲仙法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 電 話：0503383-5324</p>	8月31日(月)9時30分  場所：法テラス雲仙法律事務所(長崎県雲仙市小浜町北本町14番地 雲仙市小浜総合支所3階)	有 (プログラム実施の1か月～2か月前)



コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
法テラス 1655	法テラス 過疎地型 事務所修習	法テラス 宮古島	9月7日(月)～ 9月18日(金) (2週間)	1	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤弁護士の法律事務 <input type="checkbox"/> 情報提供業務 <input type="checkbox"/> 民事法律扶助業務 <input type="checkbox"/> 国選弁護等関連業務 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者支援業務 <input checked="" type="checkbox"/> 司法過疎対策業務 <input type="checkbox"/> その他  ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	1自己紹介 2希望理由 3学びたい内容 以上をA4判2枚程度にまとめて提出して下さい。	【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■  【受入決定以降の連絡先】 法テラス宮古島法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■ ■■■■■■ 電話：0503383-0201	9月7日(月)9時  場所：法テラス宮古島法律事務所 (沖縄県宮古島市平良字西里1125番地宮古合同庁舎1階)	有 (プログラム実施の1か月前)
法テラス 1656	法テラス 過疎地型 事務所修習	法テラス鹿角	8月31日(月)～ 9月4日(金) (1週間)	2	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤弁護士の法律事務 <input type="checkbox"/> 情報提供業務 <input type="checkbox"/> 民事法律扶助業務 <input type="checkbox"/> 国選弁護等関連業務 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者支援業務 <input checked="" type="checkbox"/> 司法過疎対策業務 <input type="checkbox"/> その他  ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	1自己紹介、2法テラス鹿角で学びたいこと、をA4判1枚程度にまとめて提出してください(書式自由)。	【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■  【受入決定以降の連絡先】 法テラス鹿角法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■ ■■■■■■ 電話：0503383-1416	8月31日(月)午前9時30分  場所：法テラス鹿角法律事務所(秋田県鹿角市花輪字下花輪50番地 鹿角市福祉保健センター2F) ※連絡事項等がありますので、修習の一週間程前に、事務所に連絡ください。	有 (不明)

コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
法テラス 1657	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス江差	8月24日(月)～ 9月4日(金) (2週間)	1～2	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤弁護士の法律事務 <input type="checkbox"/> 情報提供業務 <input type="checkbox"/> 民事法律扶助業務 <input type="checkbox"/> 国選弁護等関連業務 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者支援 <input checked="" type="checkbox"/> 司法過疎対策業務 <input type="checkbox"/> その他  <b>【事務所の特色】</b> 家事事件、相続事件が比較的多い事務所です。司法過疎地域ならではの事件もあります。  ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	応募理由を記した自己紹介(書式自由、履歴書可)	<b>【受入決定前の連絡先、問合せ先】</b> 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■  <b>【受入決定以降の連絡先】</b> 法テラス江差法律事務所 担当者：弁護士■■■■■■■■■■ 電話：0503383-5563	8月24日(月) 午前9時  集合場所：法テラス江差法律事務所 (北海道檜山郡江差町字中歌町199-5)	有 (不明)
法テラス 1658	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス八雲法律事務所	9月7日(月)～ 9月11日(金) (1週間)	1～2	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤弁護士の法律事務 <input type="checkbox"/> 情報提供業務 <input type="checkbox"/> 民事法律扶助業務 <input type="checkbox"/> 国選弁護等関連業務 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者支援業務 <input checked="" type="checkbox"/> 司法過疎対策業務 <input type="checkbox"/> その他  ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	応募理由を記した自己紹介(書式自由、履歴書可)	<b>【受入決定前の連絡先、問合せ先】</b> 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■  <b>【受入決定以降の連絡先】</b> 法テラス八雲法律事務所 担当者：弁護士■■■■■■■■■■ 電話：0503383-8366	9月7日(月)9時  場所：法テラス八雲法律事務所	有 (プログラム実施の1か月～2週間前)



コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
法テラス 1661	法テラス 扶助・国選型 事務所修習	法テラス佐世保 法律事務所	8月31日(月)～ 9月11日(金) (2週間)	1	<p>■常勤弁護士の法律事務 □情報提供業務 □民事法律扶助業務 □国選弁護等関連業務 □犯罪被害者支援業務 □司法過疎対策業務 □その他</p> <p>【事務所の特色】 当事務所は民事事件・刑事事件を幅広く行っているほか、福祉関係者との連携(出張相談、会議の出席等)に積極的に取り組んでいます。</p> <p>※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照</p>	なし	<p>1法テラス佐世保法律事務所を希望した理由 2研修で何を学びたいか 以上をA4判1枚程度にまとめて提出してください。</p>	<p>【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス佐世保法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 弁護士 ■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 電話：0503383-5516</p>	8月31日(月)9時30分 場所：法テラス佐世保法律事務所	無
公設事務所等 1662	公設事務所等 修習	弁護士法人東法律事務所 (旧 気仙沼ひまわり基金法律事務所)	<p>以下のうち、いずれか1週間</p> <p>(1) 8月24日(月)～ 8月28日(金)</p> <p>(2) 8月31日(月)～ 9月4日(金)</p> <p>※希望する期間を申込書に記載すること。</p>	1	<p>旧公設事務所における業務内容を見学し、地方における法律事務所の実務を学習する。 震災にかかるNPO法人の取組の様子なども見てもらう。</p>	なし(メールにより自己紹介・志望動機や見たい内容を伝えてもらい選出する。) ※当事務所は、参加希望者の「選択型実務修習プログラム申込書(全国)」を所属庁会を通じて受領した後、同希望者に対しメールを送って上記自己紹介等を求めるので、適宜対応して頂きたい。	なし	<p>弁護士法人東法律事務所 (電話0226-25-7234, メールアドレス： ■■■■■■■■■■)</p>	<p>集合日時：開始日の午前9時 集合場所：弁護士法人東法律事務所</p>	有 (プログラム実施の1か月前)

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
公設事務所等	1663	公設事務所修習	下田ひまわり基金法律事務所	8月24日(月)～ 8月28日(金) (1週間)	1	公設事務所における業務内容を見学し、司法過疎地における弁護士業務を学習する。	なし	応募理由書(200文字程度で作成のこと)	下田ひまわり基金法律事務所(電話 0558-25-2131)	集合日時：8月24日(月)午前9時30分 集合場所：下田ひまわり基金法律事務所	有 (不明)
公設事務所等	1664	公設事務所等修習	相馬ひまわり基金法律事務所	9月14日(月)～ 9月18日(金) (1週間)	1	公設事務所における業務内容を見学し、事件対応、関係先との連携のあり方、地域における問題への取組み、公設事務所の意義を学習する。	公設事務所の意義及び各種制度、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故、令和元年台風19号等の被災地の状況や起きている法律問題について、プログラム開始時まで可能な限り学修したうえで本プログラムに臨むことができる者(プログラム開始当初に、学修してきた内容を確認します)。	応募理由、取り組みたいこと、事前に学修しておくことが必要と考える具体的事項、希望する法曹像を記した書面(書式自由)	相馬ひまわり基金法律事務所(電話0244-37-2560)	集合日時：9月14日午前9時30分 集合場所：相馬ひまわり基金法律事務所	有 (プログラム実施の3週間前)

コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
公設事務所等 1665	公設事務所等 修習	弁護士法人空と海 そらうみ法律事務所奄美事務所(旧ひまわり基金法律事務所)	9月7日(月)9:00 ~ 9月11日 (金)17:30 (1週間)	1	奄美大島(鹿児島地方裁判所名瀬支部管内)にある事務所(旧ひまわり基金法律事務所)における業務内容(離島間の出張、裁判所期日、法律相談等)に携わり、司法過疎地域の現状及びその対策等を修習する。	・出張で飛行機を利用する可能性があるため、飛行機での移動を苦手としないこと。	・履歴書 ・志望理由書(書式自由)	・事務所ホームページ www.soraumi-law.com ・「自由と正義」(日本弁護士連合会)2015年1月号・75頁「奄美群島に見る司法アクセス障害の現状と課題」	集合日時:9月7日 (月)午前9時 場所:事務所	有 (プログラム実施の2か月前)

A 班(修習地が東京(立川を含む。), 横浜, さいたま, 千葉, 大阪, 京都, 神戸, 奈良, 大津及び和歌山)

コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時, 場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
国 2101	法務行政修習	法務省	10月5日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	35	法務省の機構を知るとともに、各部局がどのような役割を果たし、どのように連携して法務行政が運営されているかを学ぶ。 法務省各部局職員による法務行政に関する講義、同演習・関連施設見学など。	なし。 ただし、応募者が募集人数を超えた場合は抽選とする。	なし	【照会先】 法務省大臣官房人事課検 察官人事第一係 (03-3580-4111内線■■■■)  ※法務省から施設見学先 への移動に必要な交通費 等は、自己負担とする。	【集合日時】 10月5日(月) 午前9時30分 【集合場所】 東京都千代田区霞が 関1-1-1 最高検察庁大会議室  ※司法修習生の身分 証明書を持参するこ と。	有 (8月上旬から中旬ま での間)
国 2102	参議院法制局 修習	参議院法制局	10月26日(月)～ 10月30日(金) (1週間)	1	法制執務(法政策の形成、立法 技術、立法過程等)についての講 義、具体的な議員立法の立案等の 事案の検討、関係資料の作成等	1法制執務について関心を有 し、意欲的に取り組むこと 2修習に当たり、秘密厳守につ いての誓約書を提出すること	1履歴書 2志望動機説明書	総務課 (03-5521-7729)	集合日時：10月26日 午前9時  集合場所：参議院法 制局総務課	無

	コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
国	2103	厚生労働省中央労働委員会審査実務修習	中央労働委員会事務局	10月12日(月)～10月16日(金) (1週間)	4	不当労働行為審査手続のうち、調査(和解のためのものを含む。)や審問の傍聴及びそれに必要な事件記録の閲覧のほか、命令原案骨子の作成、不当労働行為救済制度及びその手続等に関する講義など	大学若しくは法科大学院において労働法を履修した者、又は合格した司法試験論文式試験の選択科目について労働法を選択した者	1履歴書(写真添付) 2中央労働委員会での修習を希望する理由及び労働法に関する履修状況等を記載した書面(1200字程度)	中央労働委員会事務局審査課 (電話03-5403-2155)	10月12日午前9時30分 事務局審査課 (東京都港区芝公園1-5-32 労働委員会会館 5階)	無
地方自治体	2104	地方自治体修習	栃木市	10月26日(月)～10月30日(金) (1週間)	1	自治体業務を通じて、行政実務における法曹資格者に対する法的ニーズを学ぶため、次の業務に追いついて修習する。 ・弁護士資格を有する任期付き職員とともにを行う庁内の法律相談業務 ・条例、規則などの例規審査業務など	なし	履歴書	総務部総務課 文書法規係 (電話■■■■■■■■■■)	集合日時：10月26日 午前8時30分 集合場所：栃木市総務部総務課	無

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
地方自治体	2105	地方自治体修習	大津市	10月5日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	1	自治体における法的紛争の相談業務を経験する。 具体例 日常の業務における法的紛争訴訟に係る事案 人事管理的な法的紛争	大津市と利害関係がある方は、御遠慮ください。	特になし	総務部人事課 担当 ■■■■■ TEL 077-528-2711	集合日時：10月5日 午前8時30分 集合場所：大津市役所本館2階人事課	無
	2106	地方自治体修習	新潟市	10月19日(月)～ 10月23日(金) (1週間)	2	地方行政において法曹有資格者が関わる業務を体験し、地方行政における法的ニーズを学ぶ。 (法務担当部署、債権管理担当部署、児童相談所での業務体験など)	・自治体業務における法曹資格者の役割に関心があり、意欲的に取り組む者 ・実習を踏まえて「地方行政における法的ニーズについて」のレポート(A4用紙1枚程度)を当市へ提出できる者	・志望理由書(自治体での修習で学びたいことを含む)を提出。 ・決定後に、守秘義務等についての誓約書を提出すること。	総務部 人事課人材育成室 (電話 025-226-2493)	日時：10月19日(月) 午前9時 場所：新潟市役所本館5階総務部人事課	無

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
児童相談所	2107	児童相談所における修習	名古屋市中央児童相談所	10月5日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	1	児童相談所における福祉行政活動全般と法務における各種体験	・子どもの権利を守る仕事に高い興味があること	・履歴書 ・小論文(児童福祉における法曹の役割について) ・2000字程度 ・書式指定無し	名古屋市中央児童相談所相談課 [REDACTED] (052-757-6111)	10月5日(月) 午前8時40分 名古屋市中央児童相談所1階ロビー	有 (プログラム実施の2, 3か月前)
児童相談所	2108	児童相談所における修習	名古屋市西部児童相談所	10月5日(月)～ 11月6日(金)までのうち希望する1週間(月曜日始まり)	1	児童相談所の業務、常勤弁護士の業務について学ぶ(児童相談所に関する講義、家事審判期日や司法面接の同席、家庭訪問同行、一時保護所、施設見学、関係機関の会議の同席など(日程の都合上実施できないこともある)。	児童相談所の業務や児童虐待に興味がある者	1履歴書、2志望理由書(A4、1枚程度)、3希望する期間(月曜日から始まる1週間)	主幹(弁護士)根ヶ山裕子 (電話: 052-365-3231)	集合場所: 開始日午前8時45分 集合場所: 名古屋市西部児童相談所	有 (プログラム実施の1週間前)

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 書 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
国際機関等	2201	国連機関修習	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 駐日事務所	10月5日(月)～10月23日(金) (3週間)	1	難民保護およびUNHCRの活動に関する基礎研修の他、UNHCRの援助対象者に関する国内外の裁判例や出身国情報などの調査・分析などを通じて、難民保護やUNHCRの活動について理解する。	人権、難民保護に関心のある方、英語に堪能な方、Microsoft Word、Excelを含む基礎的なコンピュータ技術をお持ちの方、UNHCRによる筆記試験及び電話面接を受けられる方	志望動機、経歴書及びUNHCR Personal History Form ( <a href="https://www.unhcr.org/how-to-apply.html">https://www.unhcr.org/how-to-apply.html</a> )を英語で提出してください。語学能力検定試験の点数があれば書いてください。語学検定試験の証明書がすぐ手元があればそちらも御提出ください。	内容等に関するご質問やUNHCR Personal History Formがダウンロードできない場合は、UNHCR駐日事務所法務部(03-3499-2075)にご連絡下さい。	10月5日(月)午前10時 東京都港区南青山6-10-11ウェスレーセンター UNHCR 駐日事務所法務部	有 (直前(修習開始後。但し本人の意向を尊重する。))
国際機関等	2202	国連専門機関修習	国際労働機関 (ILO) 駐日事務所	10月5日(月)～10月23日(金) (3週間)	1	ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を中心として、国際労働機関 (ILO) の活動内容一般について理解を深める。国際労働基準、ディーセント・ワークの概念、「仕事の未来」、サプライチェーンにおける労働CSR等を日本国内で普及させるための広報活動の補助や、世界におけるディーセント・ワークに関連する日本の労働法制に関する情報の収集及び報告の作成、等の日常業務を通じて、国際機関の仕事に触れる。	労働法、国際労働基準に関心を持ち、大学あるいは法科大学院において労働法を履修した方。一定の英語力 (TOEIC860点、TOEFL iBT96点相当以上) を有する方。 WORD、EXCEL、パワーポイントを含む基礎的なコンピュータ技術を持っている方。 ILO 駐日事務所による書類選考・電話インタビューを経て、決定後は、インターンシップに関する覚書(見本別添)に署名する等、ILO のインターンシップに関するルールを適用する。	経歴書(日英)及びTOEIC/TOEFLの点数を記載した証明書。決定後に、最寄りの医療機関が発行した健康証明書(最近受診した健康診断書のコピー可)。	ILO 駐日事務所 (03-5467-2701)	10月5日(月)午前9時30分 渋谷区神宮前5-53-70、国連大学本部ビル1階の受付で8階のILO 駐日事務所に連絡	無

	コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
国際機関等	2203	国際協力(法整備支援)修習	独立行政法人国際協力機構(JICA)本部、国内機関等(東京)	10月19日(月)～10月30日(金) (2週間)	2	我が国のODA事業と国際協力機構(JICA)の業務目的と概要を知るとともに、日本の法整備支援が、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、大学関係者等関係機関とどのように連携して実施・運営されているのかを学ぶ。 また、JICA国際協力専門員(弁護士)・職員による法整備支援に関するガイダンスの受講、JICAが開発途上国において実施中の法整備支援に関わる事務作業一般のOJTを通じ、国際協力及び法整備支援について理解を深める。	(1)国際協力及び法整備支援に関心を有する者 (2)一定の英語力を有する者(TOEFL PBT550点程度、iBT80点程度)があれば、より効果的な修習が可能。 修習に当たっては、誓約書を提出すること。	(1)経歴書(TOEFL、TOEIC受験歴があるときはその点数を記載し、証明書も必要) (2)当機構での修習を希望する理由(A4用紙1枚程度。1法整備支援について知ったきっかけ、2この研修に期待することや今後のキャリアにどう活かしたいかを含めた内容とすること。) (3)修習先の弁護士会からの承認書(受講決定後)	独立行政法人国際協力機構産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法チーム ( )	承認書フォームの送付と併せて、追って決定者に対し、連絡します。	無
国際機関等	2204	国連機関修習	国際移住機関(IOM)駐日事務所	10月5日(月)～11月4日(水)の間の2週間 ※希望する期間を申出書に記載すること。	1	国際機関による日本において保護・支援を必要としている移民(外国人)のための様々な活動内容に触れること。 日本の出入国管理政策・人身取引対策・移民政策の現状と課題に触れること。	移住問題に関心があること 英語力があること。 日本に在住する外国人の母語のいずれかを話せればなお良い。	履歴書(日・英) 志望動機(日) 語学能力を証明する書面	国際移住機関駐日事務所 (TEL 03-3595-2487, FAX 03-3595-2497)	修習開始日の午前10時 ( )	有 (プログラム実施の2か月前)

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
国際機関等	2205	日本弁護士連合会国際室における修習	日本弁護士連合会	10月12日(月)～ 10月23日(金) (2週間)	1	日弁連における国際業務(特に組織としての海外弁護士会との関わりや、会員の国際活動支援など)について経験し、弁護士及び弁護士会の活動の国際的広がりを学ぶ。	日弁連及び日弁連会員の国際活動に興味を有する者 英語によるコミュニケーション(読み書きを含む。)がある程度可能である者 決定後、守秘義務等についての誓約書を提出すること。	・履歴書(和文) ・英語能力を示す書類等(任意) ・志望動機説明書(A4判。日英いずれも可)	日本弁護士連合会企画部 国際課 担当 [REDACTED] (電話03-3580-[REDACTED])	集合日時：10月12日 午前9時30分 集合場所：弁護士会館15階	無
福祉機関	2301	社会福祉協議会修習	練馬区社会福祉協議会	10月9日(金)～ 10月29日(木) の間で10日間あるいは15日間	1	社会福祉協議会における各種体験【ボランティア・地域福祉推進センター、障害者地域生活支援センター、福祉作業所(就労継続支援B型事業所)、権利擁護センター、生活困窮者自立支援法に基づく支援センター等での地域福祉の推進について】	修習確定後、事前レポート(所定様式あり、A4サイズ1枚)を提出すること。 地域福祉に強い関心のある方。 ※応募時に希望の期間(10日間あるいは15日間)を申告する事。	個人票(履歴書A4判1枚)	練馬区社会福祉協議会 経営管理課総務係 (電話 03-3992-5600)	修習確定後追って連絡	無

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
福祉機関	2302	社会福祉協議会修習	豊中市社会福祉協議会	10月5日(月)～ 10月16日(金) (2週間)	2	社会福祉協議会における各種体験(地域見守り活動、住民による何でも相談、サロン、コミュニティソーシャルワーカー事業、権利擁護事業等)。  社会福祉協議会の事業内容については、ホームページで参照のこと。  <a href="http://www.toyonaka-shakyo.or.jp/">http://www.toyonaka-shakyo.or.jp/</a>	NHK地域づくりアーカイブスで豊中市社会福祉協議会の取組を事前に確認しておくこと。  <a href="http://www.nhk.or.jp/chiiki/movie/?das_id=D0015010061_00000">http://www.nhk.or.jp/chiiki/movie/?das_id=D0015010061_00000</a>	なし	豊中市社会福祉協議会地域福祉課 (電話06-6848-1279)	10月5日(月)8:45 豊中市すこやかプラザ	無
福祉機関	2303	社会福祉協議会修習	山形市社会福祉協議会	10月5日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	1	1社会福祉協議会の業務内容理解 2法と社会福祉の関わりを学ぶ 3高齢者、障がい者、生活困窮者の支援を通じ、権利擁護の視点を学ぶ 4成年後見センターの機能を学ぶ	社会福祉協議会で修習したい理由を説明できる方。	志望動機書(300字～400字程度)	山形市社会福祉協議会 023-674-0680	10月5日午前8時30分～ 山形市社会福祉協議会にて	無

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
福祉機関	2304	社会福祉協議会修習	高知市社会福祉協議会	10月5日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	1	社会福祉協議会実施事業の体験 ・ 成年後見サポートセンター事業 ・ 生活困窮者自立支援事業 ・ 障害者相談支援事業 ・ 地域福祉推進事業	特にありません。 高知市社会福祉協議会の事業に関心のある方	修習生の経歴・志望動機わかるもの	高知市社会福祉協議会共に生きる課 088-856-5539	令和2年に事務所移転の予定があり新事務所が決定次第連絡致します	無
福祉機関	2305	社会福祉協議会修習	宝塚市社会福祉協議会	① 10月12日(月)～ 10月16日(金) (1週間)  ② 10月26日(月)～ 10月30日(金) (1週間)  ※希望する期間を 申出書に記載すること。	1	社会福祉協議会における各種体験(権利擁護事業、日常生活自立支援事業、地域福祉推進事業、その他の事業にかかる講義・施設見学・業務見学・体験など)	なし	・履歴書 ・応募動機 (A4用紙1枚 800字程度)	宝塚市社会福祉協議会 (電話0797-86-5000)	集合日時：初日の午前9時 集合場所：宝塚市総合福祉センター	無

	コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
民間企業	2401	企業修習	ヤフー株式会社	11月4日(水)～ 11月13日(金) (約2週間)	1	法務担当部署における各種体験 (法務相談、政策提言、訴訟等)	指定なし	指定なし	コーポレート法務統括本部 法務本部	午前10時 18F受付	無
民間企業	2402	企業修習	パナソニック株式会社 本社	10月5日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	1	機関運営、契約、法務相談、訴訟・紛争、コンプライアンス業務等を通じた企業法務の実習	特になし	志望理由書(書式自由、200字程度まで)	法務・コンプライアンス本部 法務部 担当：中島(080-9923-3071)	10月5日(月)午前10時 パナソニック株式会社 本社 大阪府門真市大字門真1006番地	無

	コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
民間企業	2403	企業修習	パナソニック株式会社 グローバル調達社	10月5日(月)～ 10月16日(金) (2週間)	1	調達に関わる取引基本契約、下請法対応、コンプライアンス推進活動(接待ルール、贈収賄等)、輸出入管理業務を通じた企業法務の実習	特に無し	志望理由書(書式自由、200字程度まで)	グローバル調達社 法務部 事業法務課 (tel:080-7683-6001(担当:山澤))	集合日時: 10/5(月)午前9時 集合場所: 大阪市中央区北浜東 4番33号 北浜ネクスビル8階 受付 (グローバル調達社)	無
民間企業	2404	企業修習	九州旅客鉄道株式会社	10月12日(月)～ 10月16日(金) (1週間)	1	法務担当部署における各種体験(法律相談、企業倫理など)	なし	なし	人事部(任免・給与) (電話092-474-2761)	集合日時: 10月12日午前9時 集合場所: JR九州本社 7F受付	無

	コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
民間企業	2405	企業法務修習	両備ホールディングス株式会社	10月26日(月)～ 10月30日(金) (1週間)	1	法務担当部署における各種体験(契約書審査・新規ビジネスに関するリーガルチェック及び文献リサーチ・リスクマネジメント体制の構築手法等)	企業法務に興味があり、周囲と協調して修習を行える人	志望理由書(A4用紙1枚程度)	法務リスクマネジメント部(086-232-2177)	集合日時 10月26日午前8時40分 集合場所 両備ビル3階	無
民間企業	2406	企業修習	東日本旅客鉄道株式会社	10月19日(月)～ 10月23日(金) (1週間)	2	・法務担当部署における各種体験(企業法務実務の理解、支社法務実習等) ・法務以外の部署における業務体験(当社施設見学、グループ会社訪問等)	当社事業に関心のある方又は事業会社の法務部門の業務に関心のある方	履歴書(書式自由)及び以下のいずれかの小論文 1「当社事業に関してお気づきの点又は関心のある事項(法務関連事項を含む)」 2「事業会社の法務部門(企業法務)が果たすべき役割」(A4用紙3枚程度)	総務・法務戦略部 法務ユニット(法務企画) (03-5334-1355)	集合日時：10月19日 午前9時20分 集合場所：東日本旅客鉄道株式会社本社ビル(新宿)	有 (プログラム実施の約1か月前)

コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
民間企業 2407	企業内法務実務修習	ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス株式会社	11月2日(月)～11月13日(金) (2週間)	5名迄	日用消費財を扱うグローバルカンパニーの日本法人における企業内法務実務体験 契約、商標、著作権、ブランド保護、トラブル処理、製品・広告表示、Business Integrity 関連)、消費者動向を理解するためのShop/Trade Visit、他外資系企業内法務実務家、弁護士事務所等との交流、人事担当者によるキャリアアデベロップメントに関する対話、他部署(マーケティング、サプライチェーン、営業等)より、ビジネスに関するinduction、実際の案件相談への参加・対応、他企業と合同の交渉セッションへの参加等	(1) グローバルカンパニーにおける働き方に興味があること (2) 日用消費財業界に興味があること (3) 企業内法務が企業経営に果たす役割に興味があること、 (4) 英語でのコミュニケーションにチャレンジしてみたいという希望があること、 (5) チームワークでの仕事の仕方に興味があること (6) 人的ネットワークの構築・拡大に興味があること (7) 常に物事をpositiveに捉え、誠実であること。	(1) 履歴書 (2) 志望理由および将来のキャリアに関する考え方(日本語および英語、それぞれA4・2枚程)	ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス株式会社 [REDACTED]	日時：11月2日 10:00 集合場所： ユニリーバ・ジャパン受付(東京都目黒区上目黒2-1-1 中目黒GTタワー22階)、 詳細はおつて連絡	無
裁判所 2501	最高裁判所修習	最高裁判所	10月21日(水) (1日)	10	最高裁判所の庁舎見学、最高裁判所調査官(民事・刑事)による講義、記録検討、最高裁判事による講話等	なし	申込動機を記載した希望理由書(A4・1～2枚)  追って、受講者に対し、受講日までに準備しておくべき事項を通知する。	最高裁判所裁判部第二訟廷事務室裁判関係庶務係 03-3264-8573	10月21日(水) 午前9時15分 最高裁判所 (集合場所等は、修習確定後、追って通知する。)	無

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
裁判所	2502	地裁知的財産権部修習(東京)	東京地方裁判所民事部	10月5日(月)～10月16日(金)(2週間)	20	東京地裁知財部における知財事件の記録検討、判例・学説の調査、メモ(サマリー)の作成、法廷傍聴、弁論準備手続傍聴、ケース研究、知的財産権事件についての講義(半日)、特許庁見学(半日)及び知財高裁における記録検討、法廷傍聴等(2日間)	1大学若しくは法科大学院において知的財産権法関係の講座を受講し、単位を取得した者、2司法試験において知的財産法を選択した者、又は3知的財産権法に高い関心を持っており、知的財産権訴訟に関わる知識・技法を修得する意欲のある者 ※1ないし3の番号を申込書に明記すること。 ※応募者が募集人数を超えた場合は抽選とする。 ※抽選の結果、落選した者に対し、コード2503への変更希望の有無について、別途調査することがある。	募集条件3の場合には、(1)知的財産権法関係で関心を持っている分野等、(2)知的財産権訴訟に関わる知識等の修得を志す理由をA4用紙1枚程度にまとめて提出すること。その他は、追って受講者に対し通知する。(単位の証明書等は不要)	東京地方裁判所総務課庶務第二係(電話03-3581-2291ダイヤルイン)	10月5日(月)午前9時10分 東京地方裁判所研修室(9階南側)	無
裁判所	2503	地裁知的財産権部修習(東京)	東京地方裁判所民事部	11月2日(月)～11月13日(金)(2週間)	20	東京地裁知財部における知財事件の記録検討、判例・学説の調査、メモ(サマリー)の作成、法廷傍聴、弁論準備手続傍聴、ケース研究、知的財産権事件についての講義(半日)、特許庁見学(半日)及び知財高裁における記録検討、法廷傍聴等(2日間)	1大学若しくは法科大学院において知的財産権法関係の講座を受講し、単位を取得した者、2司法試験において知的財産法を選択した者、又は3知的財産権法に高い関心を持っており、知的財産権訴訟に関わる知識・技法を修得する意欲のある者 ※1ないし3の番号を申込書に明記すること。 ※応募者が募集人数を超えた場合は抽選とする。 ※抽選の結果、落選した者に対し、コード2502への変更希望の有無について、別途調査することがある。	募集条件3の場合には、(1)知的財産権法関係で関心を持っている分野等、(2)知的財産権訴訟に関わる知識等の修得を志す理由をA4用紙1枚程度にまとめて提出すること。その他は、追って受講者に対し通知する。(単位の証明書等は不要)	東京地方裁判所総務課庶務第二係(電話03-3581-2291ダイヤルイン)	11月2日(月)午前9時10分 東京地方裁判所研修室(9階南側)	無

	コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
裁判所	2504	地裁知的財産訴訟部修習(大阪)	大阪地方裁判所第21民事部・第26民事部	10月5日(月)～10月16日(金) (2週間)	8	知的財産権訴訟における審理の充実促進や判断の正確性担保のための訴訟運営上の工夫、裁判所及び当事者の訴訟活動の在り方について理解を深め、併せて表現能力の向上を図ることを目的とする。 修習内容は、知財部裁判官及び裁判所調査官による講義、大阪高裁第8民事部(知財集中部)裁判官による講義、サマリー起案・講評、法廷傍聴、記録検討等。	大学・大学院において知財関係講義の単位を取得した者又は司法試験において知的財産権法を選択した者。 人数が超過した場合、司法試験における知的財産権法選択者を優先するので、該当する条件を申込書に記載すること。 人数が超過した場合、コード2505へ振り替えることがあるので、振替えに支障がある者は、その旨及びその理由を申込書の余白部分に簡潔に記載すること。	なし	大阪地方裁判所事務局総務課庶務第二係( ) グイザン	10月5日(月) 午前9時20分 大阪地方裁判所事務局総務課庶務第二係(仮庁舎1階)	無
裁判所	2505	地裁知的財産訴訟部修習(大阪)	大阪地方裁判所第21民事部・第26民事部	10月19日(月)～10月30日(金) (2週間)	8	知的財産権訴訟における審理の充実促進や判断の正確性担保のための訴訟運営上の工夫、裁判所及び当事者の訴訟活動の在り方について理解を深め、併せて表現能力の向上を図ることを目的とする。 修習内容は、知財部裁判官及び裁判所調査官による講義、大阪高裁第8民事部(知財集中部)裁判官による講義、サマリー起案・講評、法廷傍聴、記録検討等。	大学・大学院において知財関係講義の単位を取得した者又は司法試験において知的財産権法を選択した者。 人数が超過した場合、司法試験における知的財産権法選択者を優先するので、該当する条件を申込書に記載すること。 人数が超過した場合、コード2504へ振り替えることがあるので、振替えに支障がある者は、その旨及びその理由を申込書の余白部分に簡潔に記載すること。	なし	大阪地方裁判所事務局総務課庶務第二係( ) グイザン	10月19日(月) 午前9時20分 大阪地方裁判所事務局総務課庶務第二係(仮庁舎1階)	無

	コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
知財	2601	知財事務所修習(東京)	■■■■■	10月5日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	2	いわゆる「知財事件」を扱う法律事務所の日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習	勤務先が内定している場合には、事前に申し出ること。	簡単な履歴書	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	日時：午前9時30分 場所：事務所受付	無
知財	2602	知的財産事務所修習(大阪)	弁護士法人大江橋法律事務所	10月5日(月)～ 10月16日(金) (2週間)	1	いわゆる「知的財産事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生は受入れない。なお、受入れ内定以降に、上記係争事件が発生したときは、当該修習生を受入れの上、当該事件は修習対象から除外する。受入れ内定時に、修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と係争中のときも同様とし、当該修習生を受入れの上、当該事件は修習対象から除外する。 2法科大学院において知財関係講義を受講し、単位を取得した者又は司法試験において知的財産権法を選択した者	知的財産関係講義の履修証明書	大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー27階 担当：平野恵稔弁護士 TEL：06-6208-1406	日時： 10月5日午前10時 場所： 事務所受付	無

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
知財	2603	知的財産事務所修習(大阪)	小松法律特許事務所	10月5日(月)～ 10月16日(金) (2週間)	2	いわゆる「知的財産事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と係争中のときも、同様とする。 2法科大学院において知財関係講義を受講し、単位を取得した者又は司法試験において知的財産権法を選択した者	知的財産関係講義の履修証明書	大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル8階 担当：小松陽一郎弁護士 TEL：06-6221-3355	日時： 10月5日午前10時 場所： 事務所受付	無
知財	2604	知的財産事務所修習(大阪)	弁護士法人関西法律特許事務所	10月12日(月)～ 10月23日(金) (2週間)	1	いわゆる「知的財産事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生を受入れのうえ、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と係争中のときも、同様とする。 2法科大学院において知財関係講義を受講し、単位を取得した者又は司法試験において知的財産権法を選択した者	1知的財産関係講義の履修証明書 2履歴書	大阪市中央区北浜2-5-23 小寺プラザ12階 担当：田上洋平弁護士 TEL：06-6231-3210	日時： 10月12日午前10時 場所： 事務所受付	有 (プログラム実施の直前)

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
知財	2605	知的財産事務所修習 (大阪)	弁護士法人淀屋橋・山上合同	10月26日(月)～ 11月6日(金) (2週間)	1	いわゆる「知的財産事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生を受入れのうえ、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後決定した就職先と係争中のときも、同様とする。 2法科大学院において知財関係講義を受講し、単位を取得した者又は司法試験において知的財産権法を選択した者	知的財産関係講義の履修証明書	大阪市中央区北浜3-6-13 日土地淀屋橋ビル 担当：藤川義人弁護士 TEL：06-6202-3355	日時： 10月26日午前10時 場所： 事務所受付	無
涉外	2606	涉外事務所修習 (大阪)	弁護士法人大江橋法律事務所	10月5日(月)～ 10月16日(金) (2週間)	1	いわゆる「涉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習(英米法関係・中国法関係)	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生は受け入れない。なお、受入れ内定以降に、上記係争事件が発生したときは、当該修習生を受入れの上、当該事件は修習対象から除外する。受入れ内定時に、修習生の就職予定事務所等が未定で、その後決定した就職先と係争中のときも同様とし、当該修習生を受入れの上、当該事件は修習対象から除外する。 2英語又は中国語を讀むのが苦にならない程度の語学力があること。	なし	大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー27階 担当：平野惠稔弁護士 TEL：06-6208-1406	日時： 10月5日午前10時 場所： 事務所受付	無

	コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
涉外	2607	涉外事務所修習 (大阪)	岡田春夫総合法律事務所	10月5日(月)～ 10月16日(金) (2週間)	2	いわゆる「涉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習(英米法関係)	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と係争中のときも、同様とする。 2英語の読解力があること。	英語を読むのに苦にならない程度の語学力があることの証明する書類	大阪市北区豊崎3-2-1 淀川5番館7階 担当：岡田春夫弁護士 TEL：06-6374-6357	日時： 10月5日午前10時 場所： 事務所受付	有 (プログラム実施の直前)
涉外	2608	涉外事務所修習 (大阪)	弁護士法人オルビス	10月5日(月)～ 10月16日(金) (2週間)	2	いわゆる「涉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習(韓国法関係)	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と係争中のときも、同様とする。 2韓国関係の涉外に関心があること。	なし	大阪市中央区南船場1-16-10 大阪岡本ビル5階 担当：妻 薫弁護士 TEL：06-6264-1976	日時： 10月5日午前10時 場所： 事務所受付	有 (プログラム実施の直前)

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
涉外	2609	涉外事務所修習(大阪)	法円坂法律事務所	10月5日(月)～ 10月16日(金) (2週間)	1	いわゆる「涉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習(中国法関係)	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と係争中のときも、同様とする。 2中国語で日常会話ができる程度の語学力があること。	なし	大阪市中央区農人橋2-1-30 谷町八木ビル9階 担当：中島宏治弁護士 TEL：06-6944-1271	日時： 10月5日午前10時 場所： 事務所受付	有 (プログラム実施の直前)
涉外	2610	涉外事務所修習(大阪)	弁護士法人御堂筋法律事務所	10月5日(月)～ 10月16日(金) (2週間)	2	いわゆる「涉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習(英米法関係)	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と係争中のときも、同様とする。 2英検準1級程度、TOEFL(iBT)85点以上又はTOEIC780点以上の語学力を有すること。	英検準1級程度、TOEFL(iBT)85点以上又はTOEIC780点以上の学力を有することを証明する書類	大阪市中央区南船場4-3-11 大阪豊田ビル 担当：松田祐人弁護士 TEL：06-6251-7266	日時： 10月5日午前10時 場所： 事務所受付	無

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 書 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
涉外	2611	涉外事務所修習 (大阪)	岡田春夫総合法律事務所	10月19日(月)～ 10月30日(金) (2週間)	2	いわゆる「涉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習(英米法関係)	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後決定した就職先と係争中のときも、同様とする。 2英語の読解力があること。	英語を読むのに苦にならない程度の語学力があることの証明する書類	大阪市北区豊崎3-2-1 淀川5番館7階 担当：岡田春夫弁護士 TEL：06-6374-6357	日時： 10月19日午前10時 場所： 事務所受付	有 (プログラム実施の直前)
涉外	2612	涉外事務所修習 (大阪)	北浜法律事務所・外国法共同事業	10月26日(月)～ 11月6日(金) (2週間)	1	いわゆる「涉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習(英語案件)	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後決定した就職先と係争中のときも、同様とする。 2TOEFL(iBT)85点以上又はTOEIC780点以上の語学力を有すること。	TOEFL(iBT)85点以上又はTOEIC780点以上の学力を有することを証明する書類	大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル 担当：児玉実史弁護士 TEL：06-6202-1088	日時： 10月26日午前10時 場所： 事務所受付	有 (プログラム実施の直前)

コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 書 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
涉外 2613	涉外事務所修習 (大阪)	大阪国際総合法律事務所	10月26日(月)～ 11月6日(金) (2週間)	2	いわゆる「涉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習(英米法関係)	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と係争中のときも、同様とする。 2英語、涉外事件に興味があること。	なし	大阪市西区鞆本町1-6-10 本町西井ビル5階 担当：松岡伸晃弁護士 TEL：06-6446-1123	日時： 10月26日午前10時 場所： 事務所受付	有 (プログラム実施の直前)
涉外 2614	涉外事務所修習 (大阪)	弁護士法人御堂筋法律事務所	10月26日(月)～ 11月6日(金) (2週間)	2	いわゆる「涉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習(英米法関係)	1当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と係争中のときも、同様とする。 2英検準1級程度、TOEFL(iBT)85点以上又はTOEIC780点以上の語学力を有すること。	英検準1級程度、TOEFL(iBT)85点以上又はTOEIC780点以上の学力を有することを証明する書類	大阪市中央区南船場4-3-11 大阪豊田ビル 担当：村上 拓弁護士 TEL：06-6251-7266	日時： 10月26日午前10時 場所： 事務所受付	無

	コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
大規模・企業法務	2615	大規模事務所修習	■■■■■	10月5日(月)～ 10月16日(金) (2週間)	2	いわゆる「大規模事務所」における日常的な弁護士業務の態様、業務内容に接することを主眼とした修習	修習生の就職予定先が当事務所の相手方になっていないこと。	経歴書(就職予定先が決まっている場合は明記のこと)	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	日時：午前10時 場所：事務所■■■■■受付	無
大規模・企業法務	2616	大規模事務所修習	■■■■■	10月19日(月)～ 10月23日(金) (1週間)	3	いわゆる「大規模事務所」における日常的な弁護士業務の態様、業務内容に接することを主眼とした修習	修習生の就職予定(内定)先が当事務所と係争中の関係にないこと。	経歴書(就職予定先が決まっている場合は明記のこと)	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	日時：午前10時 場所：■■■■■事務所 ■■■■■	無

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
大規模・企業法務	2617	大規模事務所修習	■■■■■	10月13日(火)～ 10月16日(金) (1週間)	2	いわゆる「大規模事務所」における日常的な弁護士業務の態様、業務内容に接することを主眼とした修習	内定先又は就職活動中の先があれば事前に申し出ること。	履歴書(内定先・就職活動中の先があれば明記)・応募理由書	■■■■■	日時：午前9時 場所：事務所受付	無
大規模・企業法務	2618	大規模事務所修習	■■■■■	10月12日(月)～ 10月23日(金) (2週間)	2	いわゆる「大規模事務所」における日常的な弁護士業務の態様、業務内容に接することを主眼とした修習	勤務先が内定している場合には、事前に申し出ること。	経歴書(就職予定先が決まっている場合は明記のこと)	■■■■■	日時・場所：追って連絡	無

	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
大規模・企業法務	2619	企業法務修習	[REDACTED]	10月19日(月)～ 10月30日(金) (2週間)	1	いわゆる「企業法務」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習	内定先があれば申し出ること。	履歴書	[REDACTED]	日時：午前10時 場所：事務所受付 [REDACTED]	無
大規模・企業法務	2620	企業法務修習	[REDACTED]	10月19日(月)～ 10月23日(金) (1週間)	1	いわゆる「企業法務」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習	(ア)就職予定先(法律事務所の場合は依頼者を含む)と当事務所又はその依頼者との間に係争関係がないこと (イ)TOEIC800点以上又はそれに相当する英語力があること	英語力を証明する書類。経歴書(就職予定先が決まっている場合は明記のこと)	[REDACTED]	日時：午前10時 場所：事務所受付	無



	コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
法テラス	2623	法テラス中規模型事務所修習	法テラス福岡(前半6日間) 法テラス北九州(後半4日間)	10月5日(月)～ 10月16日(金) (2週間)	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>■常勤弁護士の法律事務</li> <li>■情報提供業務</li> <li>■民事法律扶助業務</li> <li>■国選弁護等関連業務</li> <li>■犯罪被害者支援業務</li> <li>□司法過疎対策業務</li> <li>■その他(関係機関連携)</li> </ul> <p>※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照</p>	なし	<p>1法テラス福岡・北九州を志望した理由</p> <p>2研修で何を学びたいか</p> <p>以上の点についてA4判1枚程度にまとめて提出してください。</p>	<p>【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電 話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス福岡法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■ 電 話：0503383-0515</p>	<p>10月5日(月) 9時30分</p> <p>場所：法テラス福岡法律事務所 (福岡市中央区渡辺通5-14-12南天神ビル4F)</p> <p>※受入決定後、必ず法テラス福岡法律事務所に連絡を入れ、決定期間を自身で確認してください。</p>	有 (プログラム実施の1週間前)
法テラス	2624	法テラス小規模型事務所修習	法テラス沼津法律事務所	10月12日(月)～ 10月16日(金) (1週間)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■常勤弁護士の法律事務</li> <li>□情報提供業務</li> <li>■民事法律扶助業務</li> <li>■国選弁護等関連業務</li> <li>□犯罪被害者支援業務</li> <li>□司法過疎対策業務</li> <li>□その他</li> </ul> <p>【事務所の特色】 福祉関係機関(地域包括支援センター、自立相談支援機関等)との連携を中心とした司法SW活動を行っている。</p> <p>※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照</p>	なし	<p>1自己紹介</p> <p>2法テラス沼津を希望する理由</p> <p>以上をA4判1枚程度にまとめて提出してください。</p>	<p>【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス沼津法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■ 電 話：0503383-5407</p>	<p>10月12日(月) 午前9時30分</p> <p>場所：法テラス沼津法律事務所(沼津市三園町1-11)</p> <p>※初日の集合時間、場所は、受入決定後、法テラス沼津法律事務所に連絡を入れて確認してください。</p>	無

	コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
法テラス	2625	法テラス小規模型事務所修習	法テラス浜松	10月5日(月)～10月9日(金)(1週間)	1	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤弁護士の法律事務 <input type="checkbox"/> 情報提供業務 <input checked="" type="checkbox"/> 民事法律扶助業務 <input type="checkbox"/> 国選弁護等関連業務 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者支援業務 <input type="checkbox"/> 司法過疎対策業務 <input type="checkbox"/> その他  ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	応募理由(何故、法テラス浜松での修習を希望するのか)をA4判2枚以内で提出すること  【受入決定前の連絡先】 日本司法支援センター常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■  【受入決定以降の連絡先】 法テラス浜松法律事務所 担当者：弁護士■■■■■■■■■■ 電話：0503383-5408	受入決定期間の初日 午前9時30分  集合場所：法テラス浜松法律事務所(浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F)  ※受入決定後、必ず法テラス浜松法律事務所に連絡を入れ、決定期間を自身で確認してください	有 (プログラム実施の1か月前)	
法テラス	2626	法テラス小規模型事務所修習	法テラス阪神法律事務所	以下の内いずれか1週間  (1) 10月5日(月)～10月9日(金) (2) 10月12日(月)～10月16日(金)  ※希望する期間を応募書類に記載してください。	1	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤弁護士の法律事務 <input type="checkbox"/> 情報提供業務 <input type="checkbox"/> 民事法律扶助業務 <input type="checkbox"/> 国選弁護等関連業務 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者支援業務 <input type="checkbox"/> 司法過疎対策業務 <input type="checkbox"/> その他  【事務所の特色】 当事務所では家事、民事、債務整理、刑事など様々な事件を取り扱っていますが、特にDV等の対応困難案件や不採算案件を取り扱うことが期待されています。  ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	1自己紹介 2法テラス阪神を希望する理由  以上2点をA4判1枚程度に記載の上、ご提出ください。	【受入決定前の連絡先】 日本司法支援センター常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■  【受入決定以降の連絡先】 法テラス阪神法律事務所 担当者：弁護士■■■■■■■■■■ 電話：0503381-1395	日時：受入決定期間の初日 午前9時30分  場所：法テラス阪神法律事務所(兵庫県尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5階)	無





	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
法テラス	2631	法テラス小規模型事務所修習	法テラス山口法律事務所	10月5日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	1	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤弁護士の法律事務 <input type="checkbox"/> 情報提供業務 <input type="checkbox"/> 民事法律扶助業務 <input type="checkbox"/> 国選弁護等関連業務 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者支援業務 <input type="checkbox"/> 司法過疎対策業務 <input type="checkbox"/> その他  <b>【事務所の特色】</b> 民事法律扶助及び国選刑事弁護を中心とする、典型的な法テラスの都市型の事務所です。  ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	応募理由をA4判1枚以内で提出すること	<b>【受入決定前の連絡先】</b> 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■  <b>【受入決定以降の連絡先】</b> 法テラス山口法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 電 話：0503383-0021 ※受入決定後、必ず法テラス山口法律事務所へ連絡を入れ、決定期間を自身で確認してください	10月5日午前10時  集合場所：法テラス山口法律事務所(山口市大手町9-11山口市県自治会館5階)	有 (プログラム実施の直前)
法テラス	2632	法テラス小規模型事務所修習	法テラス島根法律事務所	10月5日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	1	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤弁護士の法律事務 <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供業務 <input checked="" type="checkbox"/> 民事法律扶助業務 <input checked="" type="checkbox"/> 国選弁護等関連業務 <input checked="" type="checkbox"/> 犯罪被害者支援業務 <input type="checkbox"/> 司法過疎対策業務 <input type="checkbox"/> その他  <b>【事務所の特色】</b> 司法ソーシャルワークに力を入れています。  ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	応募理由を記した自己紹介(書式自由、履歴書可)	<b>【受入決定前の連絡先】</b> 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■  <b>【受入決定以降の連絡先】</b> 法テラス島根法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 弁護士 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 電 話：0503383-5498	10月5日(月)午前9時30分  場所：島根県松江市南田町60-2階 法テラス島根法律事務所	無

	コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
法テラス	2633	法テラス小規模型事務所修習	法テラス沖縄	10月5日(月)～10月9日(金)(1週間)	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>■常勤弁護士の法律事務</li> <li>■情報提供業務</li> <li>■民事法律扶助業務</li> <li>■国選弁護等関連業務</li> <li>□犯罪被害者支援業務</li> <li>□司法過疎対策業務</li> <li>□その他</li> </ul> <p>※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照</p>	なし	<p>応募理由をA4判1枚以内に記載して提出。</p>	<p>【受入決定前の連絡先】 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス沖縄法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■ 電 話：0503383-5531</p>	<p>10月5日(月) 9時30分</p> <p>場所：法テラス沖縄法律事務所</p>	無
法テラス	2634	法テラス小規模型事務所修習	法テラス秋田法律事務所	10月14日(水)～10月20日(火)(1週間)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■常勤弁護士の法律事務</li> <li>■情報提供業務</li> <li>■民事法律扶助業務</li> <li>■国選弁護等関連業務</li> <li>■犯罪被害者支援業務</li> <li>□司法過疎対策業務</li> <li>□その他</li> </ul> <p>【事務所の特色】 一般民事の他、裁判員裁判を含む刑事事件も取り扱っています。</p> <p>※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照</p>	なし	<p>1自己紹介 2法テラス秋田法律事務所を希望した理由・研修で何を学びたいか</p> <p>以上をA4判1枚程度にまとめて提出してください。</p>	<p>【受入決定前の連絡先】 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス秋田法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■ 電 話：0503383-5549</p>	<p>10月14日(水) 午前9時30分</p> <p>場所：法テラス秋田法律事務所(住所：秋田県秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6階)</p>	有 (プログラム開始時期である10月初旬頃)

	コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
法テラス	2635	法テラス小規模型事務所修習	法テラス青森法律事務所	10月5日(月)～10月9日(金) (1週間)	1	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤弁護士の法律事務 <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供業務 <input checked="" type="checkbox"/> 民事法律扶助業務 <input checked="" type="checkbox"/> 国選弁護等関連業務 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者支援業務 <input type="checkbox"/> 司法過疎対策業務 <input type="checkbox"/> その他  <b>【事務所の特色】</b> ・福祉機関との連携 ・刑務所相談  ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	応募理由を記した自己紹介(書式自由、履歴書可)	<b>【受入決定前の連絡先、問合せ先】</b> 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■  <b>【受入決定以降の連絡先】</b> 法テラス青森法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■■■■■ 電話：0503383-5554	10月5日(月) 午前9時00分  集合場所：法テラス青森法律事務所(青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2階)	無
法テラス	2636	法テラス小規模型事務所修習	法テラス函館法律事務所	10月5日(月)～10月9日(金) (1週間)	1	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤弁護士の法律事務 <input type="checkbox"/> 情報提供業務 <input checked="" type="checkbox"/> 民事法律扶助業務 <input checked="" type="checkbox"/> 国選弁護等関連業務 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者支援業務 <input type="checkbox"/> 司法過疎対策業務 <input type="checkbox"/> その他  <b>【事務所の特色】</b> 一般民事事件、家事事件、債務整理事件、刑事事件等を扱っています。司法ソーシャルワークにも力を入れています。  ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	1 法テラス函館法律事務所を希望した理由 2 研修で何を学びたいか 以上をA4判1枚程度にまとめて提出してください。	<b>【受入決定前の連絡先】</b> 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■  <b>【受入決定以降の連絡先】</b> 法テラス函館法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■■■■■ 電話：0503383-5562	10月5日(月)午前9時  場所：法テラス函館法律事務所	有 (プログラム実施の約1か月前)

	コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
法テラス	2637	法テラス小規模型事務所修習	法テラス旭川法律事務所	10月5日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	1	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤弁護士の法律事務 <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供業務 <input type="checkbox"/> 民事法律扶助業務 <input checked="" type="checkbox"/> 国選弁護等関連業務 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者支援業務 <input checked="" type="checkbox"/> 司法過疎対策業務 <input type="checkbox"/> その他  <b>【事務所の特色】</b> 全国屈指の管轄面積を誇る地域です。事件によっては遠方に出かけることもありまますので是非お越し下さい。  ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	応募理由をA4判1枚以内で提出してください。	<b>【受入決定前の連絡先】</b> 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■  <b>【受入決定以降の連絡先】</b> 法テラス旭川法律事務所 担当：代表常勤弁護士 電話：0503383-5565	集合時間：9時30分 集合場所：法テラス旭川法律事務所  ※受入決定後、日程確認のため上記事務所までご連絡ください。	有 (プログラム実施の直前)
法テラス	2638	法テラス小規模型事務所修習	法テラス釧路	10月5日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	1	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤弁護士の法律事務 <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供業務 <input checked="" type="checkbox"/> 民事法律扶助業務 <input checked="" type="checkbox"/> 国選弁護等関連業務 <input checked="" type="checkbox"/> 犯罪被害者支援業務 <input type="checkbox"/> 司法過疎対策業務 <input type="checkbox"/> その他  <b>【事務所の特色】</b> ・司法ソーシャルワーク活動・関係機関との連携が活発である。 ・弁護士活動の管轄地域が広い  ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	「法テラス釧路での修習で学びたいこと、修習に期待すること」と題してA4判1枚1200字程度で文書を提出すること。	<b>【受入決定前の連絡先・問合先】</b> 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■  <b>【受入決定以降の連絡先】</b> 法テラス釧路法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 弁護士 ■■■■■■■■■■ 電話：0503383-5569	受入期間初日 9時30分  場所：法テラス釧路法律事務所(釧路市大町1-1-1道東経済センタービル1階)	有 (プログラム実施時期の1か月前)

コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
法テラス 2639	法テラス 小規模型 事務所修習	法テラス香川	10月12日(月)～ 10月23日(金) (2週間)	1	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤弁護士の法律事務 <input type="checkbox"/> 情報提供業務 <input type="checkbox"/> 民事法律扶助業務 <input type="checkbox"/> 国選弁護等関連業務 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者支援業務 <input type="checkbox"/> 司法過疎対策業務 <input checked="" type="checkbox"/> その他(関係機関との連携)  <b>【事務所の特色】</b> 刑事弁護、家事事件、債務整理を中心とする本庁型法テラス  ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	応募理由をA4判1枚以内で提出すること。	<b>【受入決定前の連絡先、問合せ先】</b> 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■  <b>【受入決定以降の連絡先】</b> 法テラス香川法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■ ■■■■■■ 電話：0503383-5572	10月12日(月)9時  場所：法テラス香川法律事務所(香川県高松市寿町2-3-11高松丸田ビル9階)	有 (プログラム実施時期の1か月前)
法テラス 2640	法テラス 小規模型 事務所修習	法テラス徳島 法テラス徳島 法律事務所	10月12日(月)～ 10月16日(金) (1週間)	1～3	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤弁護士の法律事務 <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供業務 <input checked="" type="checkbox"/> 民事法律扶助業務 <input checked="" type="checkbox"/> 国選弁護等関連業務 <input checked="" type="checkbox"/> 犯罪被害者支援業務 <input type="checkbox"/> 司法過疎対策業務 <input type="checkbox"/> その他  <b>【事務所の特色】</b> 小規模事務所で様々な業務を修習していただけるかと思ます。  ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	法テラス徳島に興味・関心を持つ司法修習生	応募理由書(A4判1枚以内)を提出すること	<b>【受入決定前の連絡先】</b> 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■  <b>【受入決定以降の連絡先】</b> 法テラス徳島法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■ ■■■■■■ 電話：0503383-5574	受入決定期間の初日 午前10時00分  集合場所：法テラス徳島(徳島市元町1丁目24番地 アミコビル3階)	無





	コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
法テラス	2645	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス佐渡	10月5日(月)～10月9日(金) (1週間)	1	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤弁護士の法律事務 <input type="checkbox"/> 情報提供業務 <input checked="" type="checkbox"/> 民事法律扶助業務 <input checked="" type="checkbox"/> 国選弁護等関連業務 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者支援業務 <input checked="" type="checkbox"/> 司法過疎対策業務 <input checked="" type="checkbox"/> その他  <b>【事務所の特色】</b> 過疎地域であるため有償事件も多く受任しています。 また、後見業務、管財業務等の裁判所選任事件も多くあります。  ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	応募理由をA4判1枚以内で提出すること	<b>【受入決定前の連絡先】</b> 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■  <b>【受入決定以降の連絡先】</b> 法テラス佐渡法律事務所 担当者：所属弁護士 電 話：0503383-5422	10月5日(月)9時  場所：法テラス佐渡法律事務所 (佐渡市河原田本町394番地)  ※ 受入決定後、必ず事務所に連絡をください	無
法テラス	2646	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス可児法律事務所	10月5日(月)～10月9日(金) (1週間)	1	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤弁護士の法律事務 <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供業務 <input checked="" type="checkbox"/> 民事法律扶助業務 <input checked="" type="checkbox"/> 国選弁護等関連業務 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者支援業務 <input checked="" type="checkbox"/> 司法過疎対策業務 <input type="checkbox"/> その他  ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	1希望理由 2研修で何を学びたいか 以上をA4判1枚程度にまとめて提出してください。	<b>【受入決定前の連絡先】</b> 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■  <b>【受入決定以降の連絡先】</b> 法テラス可児法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■ ■■■■■■ 電 話：0503383-0005	10月5日(月)9時半  場所：法テラス可児	有 (プログラム実施の直前)

コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
法テラス 2647	法テラス 過疎地型 事務所修習	法テラス魚津	10月12日(月)～ 10月16日(金) (1週間)	1	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤弁護士の法律事務 <input type="checkbox"/> 情報提供業務 <input type="checkbox"/> 民事法律扶助業務 <input type="checkbox"/> 国選弁護等関連業務 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者支援業務 <input checked="" type="checkbox"/> 司法過疎対策業務 <input type="checkbox"/> その他  <b>【事務所の特色】</b> <input type="checkbox"/> 管内弁護士数7名 <input type="checkbox"/> 成年後見等も含め家事事件が多い。 <input type="checkbox"/> 福祉関係者との連携に取り組中。  ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	応募理由を記した自己紹介(書式自由)	<b>【受入決定前の連絡先】</b> 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■  <b>【受入決定以降の連絡先】</b> 法テラス魚津法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■■■■■ 電話：0503383-0030	受入決定期間の初日 午前9時30分  集合場所：法テラス 魚津(富山県魚津市 釈迦堂1-12-18魚津 商工会議所ビル5階)	有 (プログラム実施の直前)
法テラス 2648	法テラス 過疎地型 事務所修習	法テラス倉吉 法律事務所	以下のうち、いずれか1週間  (1) 10月5日(月)～ 10月9日(金) (2) 10月12日(月)～ 10月16日(金) (3) 10月19日(月)～ 10月23日(金)  ※希望する期間を応募書類に記載してください。	1	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤弁護士の法律事務 <input type="checkbox"/> 情報提供業務 <input type="checkbox"/> 民事法律扶助業務 <input type="checkbox"/> 国選弁護等関連業務 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者支援業務 <input type="checkbox"/> 司法過疎対策業務 <input type="checkbox"/> その他  <b>【事務所の特色】</b> 民事法律扶助及び国選刑事弁護を中心としつつ、法テラスの過疎型の事務所として多様な事件を取り扱っています。  ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	応募理由をA4判1枚以内で提出すること	<b>【受入決定前の連絡先、問合せ先】</b> 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■  <b>【受入決定以降の連絡先】</b> 法テラス倉吉法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■■■■■ 電話：0503383-5497 ※受入決定後、必ず法テラス倉吉法律事務所に連絡を入れ、決定期間を自身で確認してください	受入決定期間の初日 午前10時  集合場所：法テラス 倉吉法律事務所(倉 吉市山根572 サンク・ピエビル 202号室)	無

コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 書 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
法テラス 2649	法テラス 過疎地型 事務所修習	法テラス浜田 法律事務所	10月5日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	1	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤弁護士の法律事務 <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供業務 <input checked="" type="checkbox"/> 民事法律扶助業務 <input checked="" type="checkbox"/> 国選弁護等関連業務 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者支援業務 <input checked="" type="checkbox"/> 司法過疎対策業務 <input type="checkbox"/> その他  <b>【事務所の特色】</b> ・少人数でアットホームな事務所 ・債務整理・離婚・後見・刑事事件が多い ・社会福祉協議会等と連携して司法ソーシャルワークを実施  ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	1法テラス浜田での修習を希望する理由、2法テラス浜田での修習で学びたいこと、を記載した書面(A4判1枚程度)を提出してください。	<b>【受入決定前の連絡先】</b> 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■  <b>【受入決定以降の連絡先】</b> 法テラス浜田法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■ 電 話：0503383-0026	10月5日(月)10時  場所：法テラス浜田法律事務所 (島根県浜田市浅井町1580番地 第二龍河ビル6階 最寄り駅：山陰本線 浜田駅徒歩3分)	有 (プログラム実施の2か月前)
法テラス 2650	法テラス 過疎地型 事務所修習	法テラス五島 法律事務所	10月5日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	2	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤弁護士の法律事務 <input type="checkbox"/> 情報提供業務 <input type="checkbox"/> 民事法律扶助業務 <input type="checkbox"/> 国選弁護等関連業務 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者支援業務 <input checked="" type="checkbox"/> 司法過疎対策業務 <input type="checkbox"/> その他  <b>【事務所の特色】</b> 離島の弁護士事務所  ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	1履歴書 2「自身の目指す法曹の姿」を簡潔にまとめた文書	<b>【受入決定前の連絡先、問合せ先】</b> 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■  <b>【受入決定以降の連絡先】</b> 法テラス五島法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■ 電 話：0503383-0516	10月5日(月)9時30分  場所：法テラス五島法律事務所	有 (プログラム実施の1週間前頃)



コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
法テラス 2653	法テラス 過疎地型 事務所修習	法テラス雲仙 法律事務所	10月12日(月)～ 10月23日(金) (2週間)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■常勤弁護士の法律事務</li> <li>■民事法律扶助業務</li> <li>■国選弁護等関連業務</li> <li>■司法過疎対策業務</li> <li>■その他(各機関との連携等)</li> </ul> <p>【事務所の特色】 長崎県雲仙市の小浜温泉街に所在する事務所です。1事件数が多く、種類も豊富なこと、2障がい者・高齢者の事件が多く、成年後見等業務も多いこと、3社会福祉法人等と連携し、入口・出口支援(罪に問われた人の社会復帰支援)に取り組んでいることが、事務所の主な特徴です。</p> <p>※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照</p>	なし	自己紹介 (A41枚程度)	<p>【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス雲仙法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■ 電話：0503383-5324</p>	10月12日(月)9時30分  場所：法テラス雲仙法律事務所(長崎県雲仙市小浜町北本町14番地 雲仙市小浜総合支所3階)	有 (プログラム実施の1～2か月前)
法テラス 2654	法テラス 過疎地型 事務所修習	法テラス奄美 法律事務所	10月5日(月)～ 10月9日(金) (1週間)		<ul style="list-style-type: none"> <li>■常勤弁護士の法律事務</li> <li>■情報提供業務</li> <li>■民事法律扶助業務</li> <li>■国選弁護等関連業務</li> <li>□犯罪被害者支援業務</li> <li>■司法過疎対策業務</li> <li>□その他</li> </ul> <p>【事務所の特色】 法律相談の申込みが多く、相談内容から離島ならではの問題・課題について考えさせられることが多いです。</p> <p>※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照</p>	なし	希望理由及び自己紹介を記載した書面の提出(書式自由)	<p>【受入決定前の連絡先】 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス奄美法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■ 電話：0503383-0028</p>	10月5日(月) 午前9時30分  場所：法テラス奄美法律事務所	有 (プログラム実施の直前)

コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
法テラス 2655	法テラス 過疎地型 事務所修習	法テラス 宮古島	10月12日(月)～ 10月23日(金) (2週間)	1	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤弁護士の法律事務 <input type="checkbox"/> 情報提供業務 <input type="checkbox"/> 民事法律扶助業務 <input type="checkbox"/> 国選弁護等関連業務 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者支援業務 <input checked="" type="checkbox"/> 司法過疎対策業務 <input type="checkbox"/> その他  ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	1自己紹介 2希望理由 3学びたい内容 以上をA4判2枚程度にまとめて提出して下さい。	【受入決定前の連絡先、問い合わせ先】 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■  【受入決定以降の連絡先】 法テラス宮古島法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■ 電話：0503383-0201	10月12日(月)9時  場所：法テラス宮古島法律事務所 (沖縄県宮古島市平良字西里1125番地宮古合同庁舎1階)	有 (プログラム実施の1か月前)
法テラス 2656	法テラス 過疎地型 事務所修習	法テラス鹿角	10月5日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	2	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤弁護士の法律事務 <input type="checkbox"/> 情報提供業務 <input type="checkbox"/> 民事法律扶助業務 <input type="checkbox"/> 国選弁護等関連業務 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者支援業務 <input checked="" type="checkbox"/> 司法過疎対策業務 <input type="checkbox"/> その他  ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	1自己紹介、 2法テラス鹿角で学びたいこと、 をA4判1枚程度にまとめて提出してください(書式自由)。	【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■  【受入決定以降の連絡先】 法テラス鹿角法律事務所 担当者：弁護士 ■■■■■■ 電話：0503383-1416	10月5日(月)午前9時30分  場所：法テラス鹿角法律事務所(秋田県鹿角市花輪字下花輪50番地 鹿角市福祉保健センター2F) ※連絡事項等がありますので、修習の一週間程前に、事務所に連絡ください。	有 (不明)







コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無 (移動予定の確定時期の目安)
公設事務所等 2663	公設事務所修習	釜石ひまわり基金法律事務所	10月19日(月)～ 10月23日(金) (1週間)	1	公設事務所における業務内容の見学(法律相談、出張相談、裁判、調停への同席など)。	なし	なし	釜石ひまわり基金法律事務所 (電話0193-21-3344)	10月19日午前10時 釜石ひまわり基金法律事務所 (岩手県釜石市上中 島町1-2-3RIKŌビル3階)	有 (プログラム実施の 約1か月前)
公設事務所等 2664	公設事務所修習	下田ひまわり基金法律事務所	10月5日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	1	公設事務所における業務内容を見学し、司法過疎地における弁護士業務を学習する。	なし	応募理由書(200文字程度で作成のこと)	下田ひまわり基金法律事務所(電話 0558-25-2131)	集合日時：10月5日(月)午前9時30分 集合場所：下田ひまわり基金法律事務所	有 (不明)

コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
公設事務所等 2665	公設事務所等修習	相馬ひまわり基金法律事務所	11月9日(月)～11月13日(金) (1週間)	1	公設事務所における業務内容を見学し、事件対応、関係先との連携のあり方、地域における問題への取り組み、公設事務所の意義を学習する。	公設事務所の意義及び各種制度、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故、令和元年台風19号等の被災地の状況や起きている法律問題について、プログラム開始時まで可能な限り学修したうえで本プログラムに臨むことができる者(プログラム開始当初に、学修してきた内容を確認します)。	応募理由、取り組みたいこと、事前に学修しておくことが必要と考える具体的事項、希望する法曹像を記した書面(書式自由)	相馬ひまわり基金法律事務所 (電話0244-37-2560)	集合日時：11月9日 午前9時30分 集合場所：相馬ひまわり基金法律事務所	有 (プログラム実施の3週間前)
公設事務所等 2666	公設事務所等修習	弁護士法人空と海そらうみ法律事務所 奄美事務所(旧ひまわり基金法律事務所)	10月5日(月)9:00～10月9日(金)17:30 (1週間)	1	奄美大島(鹿児島地方裁判所名瀬支部管内)にある事務所(旧ひまわり基金法律事務所)における業務内容(離島間の出張、裁判所期日、法律相談等)に携わり、司法過疎地域の現状及びその対策等を修習する。	・出張で飛行機を利用する可能性があるため、飛行機での移動を苦手としないこと。	・履歴書 ・志望理由書(書式自由)	・事務所ホームページ www.soraumi-law.com ・「自由と正義」(日本弁護士連合会)2015年1月号 75頁「奄美群島に見る司法アクセス障害の現状と課題」	集合日時：10月5日(月)午前9時 場所：事務所	有 (プログラム実施の2か月前)

コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開始日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無(移動予定の確定時期の目安)
公設事務所等 2667	公設事務所等修習	弁護士法人空と海そらうみ法律事務所 陸前高田事務所(旧ひまわり基金事務所)	10月26日(月)～ 10月30日(金) (1週間)	1	岩手県の沿岸地域(盛岡地方裁判所一関支部管内)にある事務所(旧ひまわり基金法律事務所)における業務内容(裁判所期日、法律相談等)に携わり、司法過疎地域の現状及びその対策等を修習する。	なし	・履歴書 ・志望理由書(書式自由)	・事務所ホームページ www.soraumi-law.com	集合日時：10月26日(月)午前9時30分 場所：事務所	有 (プログラム実施1～2か月前)